

平成 25 年第 3 回 城里町議会定例会会議録

平成 25 年 9 月 3 日 開会
平成 25 年 9 月 13 日 閉会

城 里 町 議 会

平成25年第3回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

会議録第1号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	8
・ 町民憲章唱和	8
・ 議長挨拶	8
・ 議員の出欠	8
・ 開会の宣告	8
・ 開議の宣告	8
・ 議事日程の報告	9
・ 諸般の報告	9
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	9
・ 町長挨拶	10
・ 議案第38号～議案第57号 一括上程、提案理由説明	11
・ 監査委員決算審査意見報告	14
・ 質疑	16
・ 決算特別委員会の設置・付託	16
・ 決算特別委員会委員の指名	16
・ 議案第58号 上程、提案理由説明	17
・ 質疑	18
・ 討論	18
・ 採決	19

・陳情第1号及び陳情第2号 委員会付託	19
・散会の宣告	19
○ 散会	20

会 議 録 第 2 号

○ 日時	21
○ 出席並びに欠席議員	21
○ 説明のため出席した者の職氏名	21
○ 職務のため出席した者の職氏名	22
○ 議事日程	22
○ 本日の会議に付した事件	22
○ 開議	22
・議員の出欠	22
・開議の宣告	22
・議事日程の報告	22
・一般質問	23
5番 加藤文夫君	23
8番 飯村吉伊君	28
4番 河原井大介君	38
7番 桐原健一君	53
6番 阿久津則男君	57
・散会の宣告	62
○ 散会	62

会 議 録 第 3 号

○ 日時	63
○ 出席並びに欠席議員	63
○ 説明のため出席した者の職氏名	63
○ 職務のため出席した者の職氏名	64
○ 議事日程	64
○ 本日の会議に付した事件	65
○ 開議	66
・議員の出欠	66

・ 開議の宣告	66
・ 議事日程の報告	66
・ 議案第38号 質疑	66
・ 議案第39号 質疑	67
・ 議案第40号 質疑	67
・ 議案第41号 質疑	67
・ 議案第42号 質疑	67
・ 議案第43号 質疑	67
・ 議案第44号 質疑	67
・ 議案第45号 質疑	68
・ 議案第46号 質疑	68
・ 議案第47号 質疑	68
・ 議案第48号 質疑	68
・ 議案第56号 質疑	68
・ 議案第57号 質疑	68
・ 議案第49号～議案第55号 委員長報告	69
・ 討論	70
・ 採決	72
・ 陳情第1号 委員長報告、採決	76
・ 陳情第2号 委員長報告、採決	77
・ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	77
・ 報告第24号 委員長報告	78
・ 報告第25号 委員長報告	79
・ 報告第26号～報告第27号	79
・ 町長挨拶	80
・ 議長挨拶	80
・ 閉会の宣告	81
○ 閉会	81

平成 2 5 年城里町告示第 1 0 9 号

平成 2 5 年第 3 回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 8 月 2 2 日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成 2 5 年 9 月 3 日（火）午前 1 0 時

2. 場 所 コミュニティセンター城里 サークル室

平成 2 5 年第 3 回城里町議会定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	種 別	議 事 内 容
1	9 月 3 日	火	本会議	◎開会 ◎提案理由説明 ◎質疑 ◎議案、陳情委員会付託 ◎散会
2	9 月 4 日	水	休 会	決算特別委員会（総務民生）
3	9 月 5 日	木	休 会	決算特別委員会（教育産業）
4	9 月 6 日	金	休 会	議案調査
5	9 月 7 日	土	休 会	議案調査
6	9 月 8 日	日	休 会	議案調査
7	9 月 9 日	月	休 会	議案調査
8	9 月 10 日	火	休 会	議案調査
9	9 月 11 日	水	本会議	◎開議 ◎一般質問 ◎散会
10	9 月 12 日	木	休 会	議事整理
11	9 月 13 日	金	本会議	◎開議 ◎委員長報告、質疑、討論、採決 ◎陳情、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員（16名）

1 番	菌 部	一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君		1 0 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君		1 1 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君		1 2 番	三 村 由利子 君
5 番	加 藤 文 夫 君		1 3 番	小松崎 三 夫 君
6 番	阿久津 則 男 君		1 4 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	桐 原 健 一 君		1 5 番	根 本 正 典 君
8 番	飯 村 吉 伊 君		1 6 番	小 坪 孝 君

1. 不応招議員

な し

第 1 日 9 月 3 日（火曜日） 本 会 議

平成25年第3回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成25年9月3日 午前10時10分開会

1. 出席議員（16名）

1 番	藺 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	加 藤 文 夫 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	阿久津 則 男 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	桐 原 健 一 君	15 番	根 本 正 典 君
8 番	飯 村 吉 伊 君	16 番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	小 山 一 夫
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	高 松 輝 美
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	仲 田 克 之
保 険 課 長	阿久津 保 巳
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	茅 根 文 夫
都 市 建 設 課 長	富 田 和 明
下 水 道 課 長	吉 田 一
会計管理者（会計課長）	小 林 恵 子
水 道 課 長	五 町 義 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
書	興 野 友 宣
書	仲 田 富 美 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成25年9月3日（火曜日）

午前10時10分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第38号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第39号 城里町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第40号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第41号 城里町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第42号 城里町子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第43号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第9 | 議案第44号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第45号 平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 議案第46号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 議案第47号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議案第48号 平成25年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第14 | 議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第50号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第16 | 議案第51号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第17 | 議案第52号 平成24年度城里町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第18 | 議案第53号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について |

- 日程第19 議案第54号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第55号 平成24年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第21 議案第56号 備品購入契約の締結について
- 日程第22 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第58号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第24 陳情第1号 違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書
- 日程第25 陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第38号
- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号
- 議案第44号
- 議案第45号
- 議案第46号
- 議案第47号
- 議案第48号
- 議案第49号
- 議案第50号
- 議案第51号
- 議案第52号
- 議案第53号
- 議案第54号
- 議案第55号
- 議案第56号
- 議案第57号
- 議案第58号
- 陳情第1号
- 陳情第2号

午前 10 時 10 分開会

町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

○議長（小松崎三夫君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 平成25年第3回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算、決算認定などをご審議いただく重要な会議でございます。

よろしくご審議をお願いするものでございます。

なお、5月から10月まで実施しております「夏の軽装」クール・ビズへの対応のため、本会議は軽装で会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員数は16名です。

開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第3回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

6月、7月、8月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと存じます。

会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

10番 南 條 治 君

11番 杉 山 清 君

12番 三 村 由利子 君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それではご報告申し上げます。

去る8月27日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます議案21件、陳情2件、報告4件、合わせて27件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されております会期日程案のと

おり、本日から9月13日までの11日間にすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から9月13日までの11日間とされるようご提案がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から9月13日までの11日間と決定をいたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人2名を許可をいたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） おはようございます。本定例会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成25年第3回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中をご出席賜り、まことにありがとうございます。

ことしも、昨年同様、猛暑により連日暑い日が続き、実りの秋を迎える今日、農作物のできばえが大変心配されるところでございます。

また、昨日は埼玉県から千葉県にかけて竜巻が発生し、560棟にも及ぶ家屋が損傷いたしました。幸いに死者が発生しなかったことがせめてもの救いでございます。このような自然災害はいつ発生するかわかりません。本町においても災害どきの出動対応または災害備蓄品の充実等に心がけ、有事の際には対応ができるよう心してまいりたいと考えているところでございます。

さて、過日9月1日は敬老会金婚式にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。町内のご高齢の方々を一堂に会して開催いたしましたが、盛会のうちに終了できましたことに、深く感謝を申し上げます。

今期定例会でございますが、条例の一部改正等のほか、平成25年度各会計の補正予算や

平成24年度 7 会計の決算認定について、また契約締結等をご提案申し上げるものでございます。

慎重審議の上、適切なるご決定をお願い申し上げまして、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第 3 8 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 9 号 城里町税条例の一部を改正する条例について

議案第 4 0 号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 4 1 号 城里町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議案第 4 2 号 城里町子ども・子育て会議条例の制定について

議案第 4 3 号 平成 2 5 年度城里町一般会計補正予算（第 2 号）について

議案第 4 4 号 平成 2 5 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 5 号 平成 2 5 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 6 号 平成 2 5 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 4 7 号 平成 2 5 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 4 8 号 平成 2 5 年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 9 号 平成 2 4 年度城里町一般会計決算認定について

議案第 5 0 号 平成 2 4 年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第 5 1 号 平成 2 4 年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第 5 2 号 平成 2 4 年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第 5 3 号 平成 2 4 年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第 5 4 号 平成 2 4 年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第 5 5 号 平成 2 4 年度城里町水道事業会計決算認定について

議案第 5 6 号 備品購入契約の締結について

議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第 3、議案第38号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第22、議案第57号 工事請負契約の締結についての20議案を一括議題といたします。

提案理由を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成25年度第3回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第38号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。城里町子ども・子育て会議の設置に伴い、委員等の報酬を規定するため、町条例の一部を改正するものです。

次に、議案第39号 城里町税条例の一部を改正する条例についてであります。国において地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しに伴い、関係文言を改正するものです。

次に、議案第40号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。国において地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、株式等に係る譲渡所得等の課税制度の見直しに伴い、関係文言を改正するものです。

次に、議案第41号 城里町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてであります。国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が施行されたことに伴い、町職員の給与を平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、一律2%の引き下げを行うため、町条例を制定するものです。

次に、議案第42号 城里町子ども・子育て会議設置条例の制定についてであります。国において子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、城里町子ども・子育て会議を設置するため、町条例を制定するものです。

次に、議案第43号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,944万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2,546万9,000円とするものです。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、諸収入及び町債を追加し、繰入金及び繰越金を減額するものです。

歳出では、衛生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費及び災害復旧費を追加し、議会費、総務費、民生費及び土木費を減額するものです。

次に、議案第44号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,681万円とするものです。

歳入では、国庫支出金、療養給付費等交付金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費、保健事業費を追加し、保険給付費の財源更正をするものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ384万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,885万1,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、総務費、医業費を追加するものです。

次に、議案第45号 平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,548万9,000円とするものです。

歳入では、保険料、繰入金及び繰越金を追加するものです。

歳出では、地域支援事業費及び諸支出金を追加し、総務費を減額するものです。

次に、議案第46号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,435万2,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、下水道事業費を追加し、公債費の財源更正をするものです。

次に、議案第47号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,800万2,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、繰入金を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を減額するものです。

次に、議案第48号 平成25年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてありますが、資本的収入及び支出において、資本的支出の既決予定額に553万4,000円を追加し、支出予定額を6億9,717万8,000円とするものです。

資本的支出では、水道建設事業費を追加するものです。

次に、議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定について、議案第50号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第51号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第52号 平成24年度城里町介護保険特別会計決算認定について、議案第53号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について、議案第54号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第55号 平成24年度城里町水道事業会計決算認定について、以上、7議案につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成25年8月2日から実施された決算審査を経て、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものです。

次に、議案第56号 備品購入契約の締結についてありますが、25消防ポンプ自動車購入（CD-I型機装含む）の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結についてであります。25城里町庁舎建設工事の契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、議案20件の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

監査委員決算審査意見報告

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程第14、議案第49号から日程第20、議案第55号の平成24年度各会計の決算認定につきましては、監査委員の決算審査を経ておりますので、代表監査委員より決算審査の意見を求めます。

代表監査委員加藤木昭博君。

〔代表監査委員加藤木昭博君登壇〕

○代表監査委員（加藤木昭博君） 監査委員を代表いたしまして、平成24年度城里町の各会計の決算につきまして、審査意見をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成24年度城里町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算、基金運用状況書、その他政令で定める書類を審査した結果、各会計とも計数的に正確であり、証書類もよく整備され、適正に処理されております。各基金についても適法に運用されていることを確認いたしました。

まず、決算収支についてであります。財政運営の良否を判断する重要なポイントである実質収支については、一般会計の実質収支額が3,748万8,000円で、実質収支比率は前年度と比較して3.3%と大幅に減少しており、0.5%となっております。

一方で歳出決算においては、一般会計と特別会計を合わせた不用額の合計は、前年度より36.9%減の1億9,795万7,000円となっております。本年度の不用額については、前年度より大幅に減少しておりますが、各事業の予算につきましては、財源確保の厳しい中、予算づけをされたものであり、今後とも常に業務の執行状況、さらには決算見込みを的確に把握して予算補正を適切に行うなど、限られた財源の効率的な運用を図り、弾力性のある行政運営を望むものであります。

また、平成24年度の自主財源比率は32.7%で前年度より3.4%と若干ではありますが上昇しております。しかしながら、一方で、収入未済額は一般会計と特別会計を合わせまして、前年度より1,324万7,000円増の5億9,650万7,000円と年々増加してきており、特に、一般会計においては3億616万7,000円の収入未済が出ており、3億円を超えてしまいました。

未収金対策については、毎年度申し上げているところでありますが、全職員が危機意識

を強く持って、ほかの部署との連携を密にし、滞納者には早期に対応し、悪質な滞納者には滞納は絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、法的な措置を講ずるなど、さらに実効性のある収納対策を図り、滞納の解消、収納率の向上に引き続き努力するようお願いをいたします。

加えて、不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせて前年度より340万4,000円減少しているものの、2,421万5,000円の不納欠損処分が行われております。不納欠損処分は、納税者等に不公平感を抱かせるだけでなく、自主財源確保の観点からも大変な損失であります。不納欠損に至らぬよう早期の滞納処理に努め、また、執行停止の措置をとるなど、その処分については法令等の趣旨に沿って、引き続き厳正に運用していただきたいと存じます。

自主財源の確保が、今後の地方自治体運営にとって緊要な課題であり、中長期的な財政計画等により持続性のある行政運営を図ることが切望されるものであります。

次に、水道事業会計においては、水道料金の累積滞納額は前年度より1,121万9,000円減少し、7,295万8,000円となっております。また、1,352万1,000円の不納欠損処分も行われております。公営企業会計は独立採算制が原則であり、収入未済額の増加は経営圧迫の要因にもなります。水道事業会計においても、収入未済額の解消について全力で対処するとともに、年間給水量及び年間有収量を的確に把握し、供給単価を考慮し、販売損失の抑制に努め、独立採算制を基本とした適正な水道料金体系による企業経営により一層努めていただきたいと存じます。

最後に、我が国の財政状況であります。財務省は国債などの国の借金が平成25年度6月末現在で1,008兆6,828億円になり、初めて1,000兆円を超えたと発表しております。人口推計をもとに単純に計算しますと、国民1人当たり約792万円の借金を抱えていることになります。

また、先行きの我が国の経済情勢は国内需要の底かたさと海外経済の持ち直しを背景に緩やかに回復していくと考えられており、雇用環境を見ますと、厳しさを残しつつも労働需要の緩やかな改善が続く中、雇用者所得の持ち直しに向かう兆しが見られております。

以上のような国の財政状況の中ではありますが、地方財政にとってはまだまだ厳しい状況が続くことが予想されますので、真の住民サービスとは何かを常に頭に置き、住民が安心して生活できる生活環境を望むものであります。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照くださいますようお願いを申し上げます。

以上が平成24年度城里町各会計の決算に対する審査意見であります。町政発展のためになお一層のご努力をお願いするものであります。

以上です。

質 疑

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

議案第49号から議案第55号の平成24年度城里町7会計決算認定についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定についてから、議案第55号 平成24年度城里町水道事業会計決算認定についてに関する質疑を終結いたします。

決算特別委員会の設置・付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第49号から議案第55号の7件についてお諮りをいたします。

議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定についてから議案第55号 平成24年度城里町水道事業会計決算認定については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例5条の規定により決算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、会期中に審査をしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第55号については、議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中にただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を、控室においてお願いをいたします。

午前10時39分休憩

午前11時04分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算特別委員会委員の指名

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員

会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1 番 菌部 一君、2 番 余水紀夫君、3 番 三村孝信君、4 番 河原井大介君、5 番 加藤文夫君、6 番 阿久津則男君、7 番 桐原健一君、8 番 飯村吉伊君、9 番 小林祥宏君、10 番 南條 治君、11 番 杉山 清君、12 番 三村由利子君、14 番 鯉渕秀雄君、15 番 根本正典君、16 番 小坪 孝君の以上15名の諸君を決算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました15名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定をいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いをいたします。

午前11時05分休憩

午前11時06分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告をいたします。

委員長に9番小林祥宏君、副委員長に10番南條 治君が選任されましたので、ご報告をいたします。

議案第58号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま町長より、日程第23、議案第58号について議案書を差しかえたいと申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定をいたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

〔議案配付〕

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第23、議案第58号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第58号の提案理由を申し上げます。

城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてであります。任期満了に伴い、委員を委嘱するものであります。

まず、地方自治法の本旨に造詣が深く、かつ専門的な知識を有する委員として、弁護士の水戸市南町1丁目3番23号の植崎明夫さんと、学識経験者として行政書士の城里町大字那珂西2090番地の丹下榮一さんを選任するものであります。

また、町民から、城里町大字下阿野沢197番地の小田部晴美さん、城里町大字石塚1085番地の1の小嶋 剛さん、城里町大字小勝368番地の1の阿久津みさ子さん、城里町大字上青山153番地の久保田殿司さんを選任するものでございます。

6名とも、性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見とも最適任者であります。よって、城里町政治倫理条例第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

慎重審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第58号を先議したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号を先議することに決定いたしました。

質 疑

○議長（小松崎三夫君） それでは議案の質疑に入ります。

議案第58号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

議案第58号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） 議案第58号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

陳情第1号 違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書

陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第24、陳情第1号 違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書及び日程第25、陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情の取り扱いについて、南條議会運営委員長にご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それではご報告いたします。

議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第1号並びに陳情第2号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第1号並びに陳情第2号の取り扱いについては、慎重に審議すべきと考えます。よって、陳情第1号 違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書並びに陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情については、総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いいたしたいと存じます。議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長の発言のとおり、陳情第1号ないし陳情第2号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号ないし陳情第2号については総務民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす4日から10日までは議案調査のため休会でございますが、4日から5日までの2日間は、決算審査のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださるようよろしくお願いをいたします。

次の会議は9日目の11日午前10時に開会し、通告第1号、5番加藤文夫君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに控室にご参集くださるよう、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午前 1 1 時 1 4 分散会

第 2 日 9 月 1 1 日（水曜日） 本 会 議

平成25年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成25年9月11日 午前10時02分開議

1. 出席議員（16名）

1 番	藺 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	加 藤 文 夫 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	阿久津 則 男 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	桐 原 健 一 君	15 番	根 本 正 典 君
8 番	飯 村 吉 伊 君	16 番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	小 山 一 夫
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	高 松 輝 美
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	仲 田 克 之
保 険 課 長	阿久津 保 巳
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	茅 根 文 夫
都 市 建 設 課 長	富 田 和 明
下 水 道 課 長	吉 田 一
会計管理者（会計課長）	小 林 恵 子
水 道 課 長	五 町 義 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不二雄
書	興 野 友 宣
書	仲 田 富美子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成25年9月11日（水曜日）

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時02分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人3名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（小松崎三夫君） それでは、日程第１、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いをいたします。

また、質問回数は３回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いをいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問をしないようお願い申し上げます。

なお、執行部の答弁につきまして、最後の答弁まで演壇で行うようお願いをいたします。

それでは、通告第１号、５番加藤文夫君の発言を一問一答方式により許可いたします。

５番加藤文夫君。

〔５番加藤文夫君登壇〕

○５番（加藤文夫君） ５番加藤文夫君でございます。

きょう11日は、あの日から２年と半年にあたります。被災地の早い復興と生活再建を目指して頑張っていたきたいと思ひますし、当城里町役場におきましても早急に役場建設されることを願ひてやみません。

それでは、質問に入つてまいります。

１つ目の広域農道（阿波山・徳蔵線）の進捗についてでございます。

私の知つてゐる、大体昭和50年ごろですか、笠間から大宮間に新たな道路ができるという話を聞いておりました。その後、昭和54年ごろからだと思ひておりますけれども、笠間市、七会村、桂村、大宮町の道路が順次、現在の広域農道ができてまいりました。その後、錫高野区内の一部と孫根区内の一部がまだ残つておりまして、約８割近くができ上がったのかなと思ひております。

10年くらい前から急に広域農道に関しまして工事がストップしたような感じがいたします。その後、また、四、五年前になりまして、錫高野地区のほうから一部工事が始まつたわけでございますが、孫根地内の橋梁工事でございますけれども、一口に言ひまして、矢の目沢牧場入り口の橋梁と観世音の一番奥ですか、岩船地区の住谷集落入り口と言ひていいのでしょうか、その２カ所の橋梁工事が10年ほど前にはもう既にできていたのですが、この工事につきまして今なお手つかずとなつておる状態でございます。

そのような中、どのようななつてゐるのかということをお聞きしたいと思ひます。

続きまして、もし今の橋梁を使つて工事を進めていった場合には、全線開通となるのは何年ごろの予定なのでしょうかということをご質問したいと思ひております。よろしくお願ひします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 加藤文夫議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

広域農道の道路改良工事の進捗についてというようなことでございます。

一般県道阿波山徳蔵線の孫根バイパスは、事業延長が3.2キロメートルございまして、平成2年度から事業に着手以来、これまでに1.4キロメートルが完成しております。現在、錫高野地内の県道錫高野石塚線の交差する橋梁工事を進めており、今年度はうぐいすの里北側ののり面工事を予定しておりますが、山間地域のため工事には多額の費用が必要となるため、複数年での施工となる見込みでございます。

また、既に下部工が完成している橋梁につきましては、のり面工事の完成後、順次工事に着手していく予定であります。

道路の早期完成を目指すため、予算の確保に努めていただき、事業をより一層推進していただけるよう強く要望していきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、事業の完成までには、今後、数億円の工事費を要する見込みでございますので、現時点では完成時期については明確にお答えすることができないと言われております。そういう中で、早くできるような予算獲得にこれからも努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 加藤文夫君。

〔5 番加藤文夫君登壇〕

○5 番（加藤文夫君） 今、数億かかるということでございますけれども、最初にご質問しました2カ所の橋梁はそのまま使えるのかどうかということを再度聞きたいことですし、あと全然、何というんですか、完成に対してのめどというんですか、これはつかないのでしょうか。その点もお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 細部にわたっては担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長富田和明君。

〔都市建設課長富田和明君登壇〕

○都市建設課長（富田和明君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

孫根地区のところで平成18年3月に一部供用開始して工事が中断しておりますが、その先の計画路線におきまして用地の未買収地があったため、工事を進めることが困難となったようでございます。

また、城里町合併に伴いまして、錫高野地内を合併支援道三ツ埦線が事業化されたことによりまして、阿波山徳蔵線の事業も錫高野地内を優先させた模様でございます。

本バイパスの整備を一層進めるために、県及び関係機関に対しまして陳情、要望を行ってまいりたいと思います。

また、県道阿波山徳蔵線バイパスは、城里町と常陸大宮市、笠間市を結ぶ重要な路線と認識しております。そのため、町といたしましても、事業を実施している茨城県へ早期完成するよう強く働きかけていく所存でございます。

今後とも町内の道路整備につきまして、利用者の利便性と安全性を考慮し、事業を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

それから、現在、橋梁の下部工の工事がそのままになっている状況でございますが、その辺につきましては、水戸土木の担当のほうによく確認して、後日回答させていただきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 加藤文夫君。

〔5 番加藤文夫君登壇〕

○5 番（加藤文夫君） 内容的には大体わかりました。それでも、今のはやり言葉じゃないですが、あれから40年だなんて、もう40年以上かかってしまうようなことでも困ると思いますので、ぜひとも完成を早急に県土木とお話しの上、進行していただければありがたいと思っております。

以上、1 番目の質問は終わりにさせていただきまして、2 番目の役場で発送する文書の返信方法についてでございますけれども、これは私、旧桂村で、桂地区を担当してみたいんですけれども、二、三カ所、区内にポストがないんですね。それで、ポストがないために、ちょっと足がないというんですか、自転車の方などは阿波山という地区のほうまで行かなきゃならないことがありますので、もっと細かく言えば、旧岩船村というのは山間部ですので、どうしても坂を下って上がるというのは自転車ですと相当苦勞するという面もありますので、そういうことをちょっとお年寄りの方から言われたものですから、もしこの役場の文書を発送することについて、（1）のような回収方法というのはできないものかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 今質問の要旨は、役場で発送する文書の返信方法についてというような中身について加藤議員のほうから質問があったわけでございますが、現在、各種文書は郵送、配達員による配達、または自治会を経由し、それぞれのお宅へ配布されます。その中で、町への返送を要する調査物等で個人情報に抵触するような文書等につきましては、郵送により返送していただいているところでございます。

配達員は、各課局が発送した文書を毎月 1 人当たり約3,000通配布しているような状況

でございます。こうした中で、1軒ごとに回収文書の有無を判断し、回収することは非常に困難であると考えます。このようなことから、個人情報に抵触するような文書等の回収につきましては、従来どおりの郵送による返送が適当と思われますので、ご理解をいただきたいと存じます。

そうした中で、核家族化が進みまして、昼間は留守の家庭が多い状況下でございます。そうした中で、仮に配達員が回収する場合、敷地のどの場所に返送文書を置いておくのか、各戸別にあらかじめ確認しておかなければなりません。このようなことは文書配達業務の遅れにつながり、町民の皆様方にご迷惑をおかけすることになりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番加藤文夫君。

〔5 番加藤文夫君登壇〕

○5 番（加藤文夫君） 確かに、ご理解と言われましても、実際にこういうことがありました。ちょっとお話ししたいと思います。

1 つは、ポストを置かれるものは、当時、切手を売っているお店に置くというような条件のもとで郵政省のほうからお願いされたそうでございます。

次に、デマンドでたまたまちょっとその辺、役場へ来るついでとか、この辺でお店に行くついでに、途中でポストがあって、そこへとめてくれとお願いしましたところ、運転手さんにはそれは受け付けられなかったというようなことを聞いております。

私は個人的にもポスト、郵便局長さん、名前は上げられませんが、お二人の方に、私が勝手に切手を売るし、余計なことをするからポストを置いてくれというようなこともちょっとお願いしたんですけれども、今なお水戸郵便局長のほうから何の返事もないというのが現実です。

そういう中で、やはり山間部につきましてはどうしても、今、町長が言われましたとおり、年寄りしかいないという世帯ですか、そういう家に対しては、本当に役場から来たものに対して返送するというのは相当難しいのかな。同じ桂地区でも、沢山地区とか坏地区になりますと、平たん地なために自転車でも何でも自由に行き来できますけれども、旧岩船村という地区のほうは相当、自転車ではちょっと無理な面がございますので、もしよろしければ、個人的というのじゃないですけれども、各地区にポストでも置いていただけるようにするか、もしくは今言われましたように、各家庭に配達員さんが受け取るようなポストでも設置されるような方法に目を向けてもらえればと思っておりますが、その方法はとれないでしょうか。お願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 住民の皆さんにご不便をかけているということに対して、それに対して手伝いをしていくというのが行政の役割であろうかと思っております。そういう

面も含みまして私の中で心がけておきたいと思っておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 加藤文夫君。

〔5 番加藤文夫君登壇〕

○5 番（加藤文夫君） 2 番目は一応そのようにさせていただきまして、3 番目に移りたいと思います。

3 番目は、上阿野沢地区ですか、一口に、ちょっと名前を出しちゃって申しわけないですけども、龍谷院近くですね、あのところに町所有の残土置き場があるんですけども、この残土置き場が区民に相当嫌な思いをさせているということを聞いております。本当の残土置き場ならばいいんですけども、もう竹が生えちゃったとか、一時は波形スレートというんですか、これが置かれちゃったということで、話の中では、その捨て主がまた逆にたまたまわかったらしくて、役場を通して撤去したということも地元の方に聞いておりますけれども、今後、そのまま放置されますと、竹も太くなりますし、雑草も生えてきますし、そのようなことで、この残土というものは今後利用価値があるのか。最低でも、グラウンドとまでいきませんが、整地されたようになっていくかどうかということを、地元の方々からの要望ですので、この点につきましてお聞きしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 上阿野沢地区にある町有地の残土置き場についてのご質問でございますが、上阿野沢地内に建設残土置き場が設置された経緯につきましては、昭和54年、森林公園を含む公営遊園地として整備する計画に基づき、当時の桂村農業委員会に制限除外の農地の移動届、農地転用が提出されました。その後は、ソフトボールグラウンドと埋め立てを兼ねた、当時不足していた公共工事の残土の仮置き場として利用され、現在に至っていると聞いております。

現地の残土につきましては、現在のところ再利用する用途はございませんが、まず残土の処分をするのかどうかを検討するとともに、近隣に迷惑がかからないよう早急に整地を行う必要があると考えております。

現在の管理については、合併以降、残土の搬入は行っていないようでございますが、現況は隣接耕作者に迷惑をかけていると同時に、景観を損なっている状況でございます。今後につきましては、地元の方々に迷惑がかからないよう、関係各課で調整の上、現地の管理を行い、町有地の有効利用につきましては、さらに検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番加藤文夫君。

〔5 番加藤文夫君登壇〕

○5 番（加藤文夫君） 今の残土置き場ですね、地元の方からちょっと言われて、今、町

長が言われましたように、森林公園という名前はあるんですが、森林公園もあっても、実際に二、三台の車がとめられればいいのかと思っております。地元の方にも、更地になれば、森林公園の駐車場になるだろうというような話も聞いております。できればそのようにできればと思っておりますが、今、残土の利用価値がないということで、なかなか、どこへ持っていかというのも難しいでしょうけれども、町長が今言われましたように、地元の方といろいろご相談の上、できるだけ早目に、更地とまでいきませんけれども、その辺まで持って行っていただければありがたいと思っております。

簡単ですが、私の質問はそれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で5番加藤文夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、8番飯村吉伊君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番飯村吉伊君。

〔8番飯村吉伊君登壇〕

○8番（飯村吉伊君） 通告2番、8番飯村吉伊の一般質問に入ります。

早速質問に入ります。

1番といたしまして、農業用水対策について、そのうち、上赤沢昭和田圃場の農業用水池ですが、ため池でございます、の漏水対策についてお伺いいたします。

昭和田のため池の漏水につきましては、現在、池の満水時の3分の1程度しかありません。たまっておりません。それで、ことしの田植え時期には水のトラブルが発生いたしまして、本当に困っております。

この漏水につきましては、東日本大震災の影響であろうかと思われます。と申しますのは、堰堤の左角のほうですが、そこで水漏れいたしまして、これらについては24年度災ですか、その水害で復旧してございますが、今度は堰堤の中腹部から水漏れが発生しております。これらにつきましては、平成24年11月27日に役場の産業振興課、それと区長さん、それから自治会の役員等で調査した結果、堰堤部の水漏れですね。そうすると、水漏れが堰堤から出ていますと、結局、堰堤全体が崩壊するような状況になりかねないと思います。これらについての復旧を早急に要望したく今回の質問になりました。

七会地区については、町長もご存じだと思いますが、土地改良区がございません。また、ため池そのものが町の所有地になっております。そういうことで、ひとつ町が事業主体となって、これからの対策についてどのようにするかお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 8番の飯村吉伊君の質問にお答えしていきたいと思っております。

上赤沢昭和田圃場農業用水池、ため池ですが、その漏水対策についてということでご質問がございました。

上赤沢というのは、七会地区でも一番上流に位置するところでございます。そういう中

で、上赤沢昭和田圃場農業用水池の漏水対策については、地区区長から漏水箇所の修繕要望が出ております。

ため池につきましては、下流域約3町6反歩の水田の用水でございます。漏水箇所につきましては、県土地改良連合会と町職員及び現地関係者と現場において確認をしており、増水すると堤体部及び泥吐きゲートから漏水が見られる状況でございます。

対策といたしましては、26年度の県単土地改良事業を導入しまして、漏水箇所の修繕を検討していきたいと思っております。現在、県に26年度の事業採択に向けて要望中でございますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人3名を許可いたしました。

8番飯村吉伊君。

〔8番飯村吉伊君登壇〕

○8番（飯村吉伊君） ただいまの上赤沢の用水池のため池の問題につきましては、26年度の県単事業で実施するというので、了解いたしました。

続きまして、2番の有害鳥獣捕獲対策について、そのうち、猪駆除対策についてをお伺いしていきたいと思います。

その1番といたしまして、イノシシの駆除については、狩猟期間中と有害駆除期間中と二通り、捕獲について、駆除対策について、あるかと思えます。有害駆除につきましては、ことしは2回ございまして、第1回目は4月28日から6月27日まで、それから第2回は、現在入っておりますが、7月28日から9月14日、これについては罠ですね。それから、それ以降については、猟銃による有害駆除が9月15日から10月14日と実施されております。

その有害駆除捕獲隊としましては、現在33名の方で実施しております。それについて、実際に鉄砲のほうは、第1種と申しますが、これらについては、猟友会に納める金というか、狩猟許可の申請等は、手数料を含めまして鉄砲のほうは3万8,400円かかります。罠については2万7,150円ですね。そういうふうに経費がかかり、さらには、有害駆除をやるためには有害駆除前に実射訓練をします。それらについても多分なる経費がかかってございます。

こういうふうに経費がかかっておりますが、町からは猟友会に50万円ほど出ておりますが、さらに有害駆除の場合には、実射訓練についての実費額ぐらいは助成してもよいではないかと私は思います。

それから、次の猟銃とくくり罠による捕獲への助成。

現在、1頭を捕獲しますと、猟友会から3,000円出ます。しかしながら、有害駆除をやっているときには大概農繁期なんですよ。ただいま2回とも、時期を示しましたけれども、農繁期で、猟銃でやられる方は勤め人が多うございます。さらには、猟犬の飼育等にも多分なる経費がかかっております。

さらには、罠につきましては、最高限度が30基までかけられるんですが、それらについ

ても、30基をかけると、とてもじゃないですけども農繁期には見回ってられません。と申しますのは、大体30カ所ふえると、とてもではないが一日かかります。そういう状況で、なかなか有害駆除に対して協力できないのが実態だと思います。

こういう事情もありまして、現在、それを打開するのには、3,000円ぐらいでは、とてもではないが、それらに対しての協力体制がなかなか整ってできませんので、これが1頭当たり3万円くらいくれば、出せば、そこらの駆除対策になるかと思います。

さらに、3番目としまして、イノシシ駆除の電柵の助成金について。

イノシシ駆除の電柵につきましては、水戸地方農業共済事務組合、それから電柵に対して3分の1、最高限度額で3万円が支給されてございます。城里町単独でも水戸地方農業共済事務組合と同じくらいの助成金を出してしかるべきではないかと私は思います。

それで、水戸地方農業共済事務組合の場合は結局水田だけですよ。ですから、これらについては、イノシシは畑、果樹園、もちろん水田もやります。そういう状況で、農作物の被害が本当に、イノシシ、さらにはハクビシンとか、タヌキとか、そういうものにカラスですね、それらによる被害等は甚大でございます。これらに対して要は町単独で助成金を共済事務組合と同じぐらいに、対象としては畑までできる電柵等の助成をお願いしたいと申して、1回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 今、飯村議員のほうから有害駆除の対策全般についてご質問がございました。

町では、農産物へのイノシシの被害が発生したとき、区長要望等によりまして、有害鳥獣の捕獲を社団法人茨城県猟友会城里支部へ依頼しまして、猟友会が有害鳥獣捕獲隊を編成いたしまして、春から秋にかけて年2回から3回、猟銃及びくくり罠による有害鳥獣捕獲事業を実施していただいております。

予算につきましては、捕獲隊へ120万円を補助しております。内訳といたしましては、射撃訓練経費、弾代、罠、損料等の経費に支出されております。

今年度は、4月28日から6月27日まで、また7月28日から10月14日まで、有害鳥獣捕獲事業を町内一円において実施中でございます。町民の自己防衛策として、県の研修会等での鳥獣害対策の資料をまとめまして、各戸へ配布を予定しております。

それから、猟銃とくくり罠による捕獲への助成につきましては、東日本大震災後に大子町、常陸太田市で、捕獲頭数1頭当たりに対しまして助成金を支出し、イノシシ駆除を行っております。両市町の助成金方式は、それぞれの町内、市内に居住する猟友会会員が町内または市内で捕獲したイノシシのみに助成する方式でございます。

本町におきましては、これらのことを踏まえまして、猟友会城里支部と協議をした結果、有害鳥獣捕獲の費用として猟友会城里町支部へ一定額を助成することといたしました。こ

のようなことから、現在のところ、1頭当たりの捕獲への助成につきましては予定しておりません。

それから、猪駆除の電柵の助成金についてでございますが、イノシシ駆除の電柵の助成金につきましては、現在、水戸地方農業共済事務組合で獣害に対する補助を出しておるところでございます。行政機関2カ所から同様の補助金を支出するのがよいことかを判断いたしまして、町としては現在のところ制度化する予定はございません。よろしくお願い申し上げます。

また、担当課長のほうからもし何かございましたら説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 8番飯村吉伊君。

〔8番飯村吉伊君登壇〕

○8番（飯村吉伊君） ただいま有害駆除に対して120万ほど出ていますということでございます。私は50万と申しまして、これは取り消ししてもらいたいと思います。

それで、一番最後の電柵についてですが、これらについては農業共済に獣害補助ですか、そういうことで負担金を納めているということでございましょうが、これらについて、現在、本当に電柵は獣害以上に効果のあらわれるものでございます。そして、農作物に被害がなく、電柵をやれば、農作物にはほとんどイノシシがかかりません。そういう状況で、さらに町単独で考慮できないかを、あと1回伺いたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 電柵につきまして補助金をというようなことでございますが、どのような中でこういう電柵について補助金を出したらいいのか、そこら辺、私もわかりませんが、とにかく城里町全域、水田、畑、そういうものに電柵助成金というようなことで出していると、本当に大変な金額になってしまうのかなと思っておりまして、今のところ私の気持ちの中では、自己防衛というような感じでやっていただくほかないのかなと思っているところでございますので、ご了解していただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 8番飯村吉伊君。

〔8番飯村吉伊君登壇〕

○8番（飯村吉伊君） そうすると、電柵につきましては今後検討しようという答えだと了解いたしまして、3番の学童教育対策について、その1番としまして、小学校の軽度障害児の受け入れ体制と施設整備についてを町長と教育長にお伺いいたします。

平成25年9月2日付で、町の教育委員会より特別支援教育だよりが交付されました。その内容としまして、特別支援教育の内容としましては、障害のある幼児、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善また

は克服するため適切な指導及び必要な支援を行うものとされております。

全国で公立小・中学校に在籍する児童・生徒の中で発達障害の可能性のある小・中学生は、その中の文書で出ているんですが、6.5%おりますよということでございます。それを言いかえれば、40人の学級の中で1クラス二、三人はおりますよということですよね。

このような状況の中で、現在、町立の小学校の中で、低学年ではございますが、小学校は5カ所ありますが、その中で肢体障害の方がおると思うんですが、その方の父兄は、学級の移動ですか、そのときは結局母親がそれに付き添いしまして移動しているような状況だと思います。

さらに、それで、高学年になりますと、恐らく2階、3階と教室が移動されるようになるかと思います。その中で、高学年になりますと児童も重くなりますよね。そういう状況の中で、移動が困難であるので、それらに対しての受け入れと、さらには学校の施設の整備、これらについての対応をまず教育長さんにお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 学童教育の対策についてというようなことで、小学校の軽度障害児の受け入れ体制とその施設整備についてというようなことでのご質問がございました。

小学校入学に当たっては、就学時健康診断におきまして身体の状態や知的発達の度合いを検査しております。その結果、心身に障害があり、特別な支援が必要だと判断される場合、町就学指導委員会に報告されまして、そして幼稚園、保育園、医師等の意見を加味しました上で、対象児に最適の就学先を決定しているような状況でございます。

受け入れとかその他の設備とかにつきましては、教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 今、町長のほうから、子供にとってというところで、就学指導委員会をまず校内、それから入学する子供にとっては幼稚園のほうからというようなことで上げていただいて、どこへ進学したら一番適切かということで審議をして、そこで対応しております。

今、議員のほうからご指摘があったのは、多分、石塚小学校に通う2年生の児童ではないかと思います。現在のところ就学指導委員会では、やはり肢体不自由という、そういう障害の状況から見て、特別支援学校が適ということで判断をいたしております。ただ、保護者の方がどうしても通常学級で、地元の小学校でということですので、その希望を受け入れた形で対応しております。

現在は2年生で、2階の教室で授業をしております。そのために支援員というのを1人つけて、それから保護者の方にも来ていただいてということで、車椅子を2台、1階と2

階に配置して、体のほうは、だっこをして2階へ連れていくという形で対応しております。そのために、今後エレベーターをとか、そういうことになりますと、これはとてもとても大ごとになってしまいますし、本来、特別支援学校でということでは就学指導委員会のほうでも考えておりますので、そこまではちょっと町のほうとしても対応はしかねるという状況があります。

ただ、今までの私の経験から申しますと、以前、御前山中で勤務していたときには、車椅子の子供については、地域の方の協力と、それから子供たち、中学生ですから大きくなっていますので、そういう手をかりて3階まで連れていってというようなことで対応した経緯があります。そのできる範囲のところというのが現状でございます。よろしく願いをしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

8 番飯村吉伊君。

〔8 番飯村吉伊君登壇〕

○8 番（飯村吉伊君） 就学指導委員会というのは、在校生の中でも審議会にかかるんですか。

それと、私が言いたかったのは、今、教育長さんが答えを出してしまったので、述べたかったんですが、実際にはエレベーターまで施設を整備できないかということを要望したかったわけです。そっちについては答えが出ましたけれども、これからは就学指導委員会というのは、その障害者の児童たちはずっと6年間審議会に、どういう状況とか把握というか、検討していきながら進めていくわけですか。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） 就学指導委員会という制度が学校教育の中にございます。

まず、在学する児童・生徒に対しては、毎日の生活の様子を見ていて、知的な部分で、あるいは情緒の部分、行動面ですね、そういうところでちょっと支援が必要ではないかなというようなあれがあった場合には、校内就学指導委員会というのが開かれます。その校内就学指導委員会で、これは学校だけではどうにもならないという場合には、町の就学指導委員会というところかけられます。町の就学指導委員会は、各学校の代表、それから特別支援学校から、それから医師、そういうメンバーで構成されています。もちろん教育長の私もそこに入ってということ。事務局は教育委員会のほうにあります。

それから、入学する子供たちにとっては、就学時健康診断というのがございます。その就学時健康診断の中で簡単な知的な調査をしたり、それから体の様子、それから各幼稚園、保育所から上がってくるデータ等をもとにして、ちょっとやはりこの子供が通常学級へ行ったときにはどうだろうというようなところで就学指導委員会にかけられるということがあります。こうすることで、就学指導委員会のほうでは、そういうデータをもとにして、

それから専門家の意見を参考にして、どこの学校に進学するかという、その方向性を見出すというのがこの就学指導委員会の趣旨でございます。

ですから、毎年、そういう対象になるお子さんにとっては、就学指導委員会で審議をされて、どうするかということが話題になってまいります。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 8 番飯村吉伊君。

〔8 番飯村吉伊君登壇〕

○8 番（飯村吉伊君） ただいま教育長のほうからは、エレベーターまでは考えていないということでございますが、これらについて、実際にエレベーターが使用できれば、備えつけられれば、父兄、母親としても、さらにほかの人に迷惑をかけないで済む、肩身の狭い思いもしなくて済むと思うんですよ。それらに対して、施設長であります町長にお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 今、教育長のほうから答弁がございましたように、町としても、エレベーター式の学校のそういう建て方ではございませんので、それにエレベーターをつけるというようなことはなかなか大変でございますので、今、教育長のほうから答弁されたような形で、そういう身体的障害のある方に対しては、そういう、みんなして協力体制を持っていきまして、そして、やっていってもらいたいという気持ちでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 8 番飯村吉伊君。

〔8 番飯村吉伊君登壇〕

○8 番（飯村吉伊君） おおむね了解しましたというより、わかりました。

それでは、次の4 番の少子化対策について、（1）としまして、乳幼児医療費についてでございますが、これは町長にお伺いします。

国民健康保険の中で出産育児一時金の増額を図り、人口増を推進して、町を活性化してはどうかということで質問しておりますが、国民健康保険、城里の条例第7 条で、出産育児一時金としまして39 万円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令第36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3 万円かさ上げしておりますよね。このような状態で、全額で42 万ほど出産育児一時金については支給されておると思います。

今現在、出産については大体が、出産の経費ですか、これが55 万から60 万円ぐらいかかると言われているというか、かかるそうでございます。町としても、町長の勘案でできる3 万円については20 万円程度に引き上げ、人口増を図り、活力あるまちづくりのために、出産育児一時金については全額で59 万円程度に引き上げるよう要望というか、お願いした

いということでございます。出産育児一時金の引き上げですね、それについてお伺いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 少子化対策、どこの町村でも本当に悩んでいるところでございます。そういう中で、国保の出産育児一時金の増額を図りまして、人口増の推進に寄与してはというようなご質問かと思えます。

出産育児一時金は、健康保険法で政令で定める金額を支給するとなっており、健康保険給付の一つでございます。出産や育児には多くの費用を要するので、医療保険制度の中に出産育児手当制度が設けられています。

また、健康保険法第58条には条例又は規約の定めるところにより給付を行うものとなっており、城里町国民健康保険条例第7条の規定により現在支給をしております。これらの制度につきましては、平成6年の健康保険法などの改正によりまして、出産や育児の支援を強化するために、従来の分娩費と育児手当金を統合して出産育児一時金が創設されまして、給付額が大幅に改善されております。

国民健康保険の場合は、国の基準額では健康保険などの支給金額に準じておりますが、制度的には法定任意給付であっても増額は難しいと考えられます。

出産育児一時金は出産、育児の経済的な援助を行うものでございまして、生活を保障するものではございませんので、出産育児一時金の増額のみでは人口増の推進は難しいと考えられます。

詳細については担当課長のほうから説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 保険課長阿久津保巳君。

〔保険課長阿久津保巳君登壇〕

○保険課長（阿久津保巳君） 一時金の支給の内訳でありますけれども、先ほど飯村議員さんのほうからお話があったように、現在は町の条例により支給をしております。出産育児金といたしまして39万円を支給し、さらに医学的管理下のもとにおける出産であると保険者が認めた場合には、上限を3万円までといたしまして、それらを加算して支給しているのが現状であります。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 8番飯村吉伊君。

〔8番飯村吉伊君登壇〕

○8番（飯村吉伊君） 出産育児一時金については、現在のところは凍結して、上げたくないということですが、次に行きます。

5番としまして、城里町国保診療所の建設計画について、その（1）番としまして、救急医療と防災対策を兼ねた、ドクターヘリ基地の整備を図ってはどうかということで町長

にお伺いいたします。

診療所の建設計画について、現在、建設委員会を設立して検討中であろうと思います。しかしながら、私のところに、地元住民でございますが、旧七会村にもドクターヘリが何回か来てございます。そして、輸送されております。それで、住民からの要望としましては、そういう状況の中で、定まったドクターヘリ基地を、新しく今度診療所ができるなら、そこにあわせて実施してはどうかという、議員さん言ってくださいよという質問というか、要望がございます。

七会診療所につきましては、茨城県中央病院と連携をとって医療を進めている中でございます。ですから、中央病院にはヘリポートもございます。そのほかの病院にもありますが、そういう状況の中で、これらのヘリポートにつきましては、災害時にもあわせて目標になって、そこが基地になれば使えると思われまいます。これらについての同時施工を要望したいと思ひます。それらの所見について町長よりお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 救急医療と防災対策をかねた、ドクターヘリ基地の整備というようなことでの質問かと思ひます。

城里町国保七会診療所の建設計画につきましては、現在、建設検討委員会においていろいろ協議がなされていると伺っております。そういう中におきまして、主として、入院設備はなく、外来診療及び訪問看護を基本に考えており、施設の整備にあわせたドクターヘリ基地の整備につきましては考えていないところでございます。また、防災対策を兼ねたヘリポート整備につきましても想定しておりません。

そうした中で、町内における救急車とドクターヘリのランデブーポイントは、現在、城里町では44カ所指定されております。このうち、診療所建設を予定している七会地区におきましては、七会小学校を初め10カ所等が指定されてございます。

ご承知のとおり、ドクターヘリが発着する際には、地面の粉じん等を巻き上げますことから、ある程度の面積を必要といたしますので、診療所建設敷地内にドクターヘリの基地を整備するのは難しい状況と考えております。

このようなことから、仮にドクターヘリを利用するような救急患者さんが発生した場合におきましては、既に指定しておりますドクターヘリ発着場を活用していただくことになります。ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小松崎三夫君） 8 番飯村吉伊君。

〔8 番飯村吉伊君登壇〕

○8 番（飯村吉伊君） ただいまの答弁で、ヘリ基地については全然考えていないというコメントでございます。それでは、回答が出ましたので、次の6 番に行きます。

それから、6 番といたしまして、民芸の保存対策について、（1）で民芸の保存、維持、

確保についてを町長にお伺いいたします。

それらに申しますのは、現在、源太踊りの維持、保存についてでございます。

源太踊りにつきましては、大正時代から引き続いて、100年来続いている民芸でございます。一時、戦争当時、途切れたことがあるとのことでございまして、現在は復帰しておりますが、これらについては下赤沢の鹿島神社に奉納してやっているお祭り、奉納ですね。

しかしながら、その源太踊りの保存クラブにつきましても、再興したときには、衣装、太鼓、それらはある程度自己負担。それから、神社の寄附によって衣装等は組織したわけでございます。

しかしながら、現在その維持が難しいような状況になっておろうかと思えます。衣装とかそういうものは消耗品でございますので、なかなか維持していけません。そうすると、更新しなければなりません。そういう費用が多たでございます。

町としても各種団体に補助を分けておりますが、現在、源太踊りの人数ですか、それらについては35名程度で、小学1年生から65歳まで、高齢化に達しているのが現在の状況かと思えます。しかしながら、こういうものを維持していくために経費が必要となり、それらについての財政援助ができないかを、ほかの団体もありますが、これらについてお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 町内には無形民俗文化財の指定を受けている団体が2団体ございます。そのうち、古内の大杉ばやし、それから今お話がありました八木節源太踊り、この2団体を城里町として、無形民俗文化財というようなことで指定をしているところでございます。

町といたしましても、団体活動運営のため毎年補助金を交付し、支援しておりますが、用具、衣装等につきまして修理や新調等が必要な場合には、民間財団等による地域の伝統文化保存維持費用助成事業等を活用しまして支援をしていきたいと考えております。

町といたしましても、団体の育成、保護のために、補助金交付規程に基づきまして前向きに検討してまいりたいと思っております。

過日、敬老会が行われたときに、八木節源太踊りの皆さんに参加していただきまして、大変評判がよかったと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 8番飯村吉伊君。

〔8番飯村吉伊君登壇〕

○8番（飯村吉伊君） ただいま町長のほうから、財政上というか、それらについては財団の活用とか、そういうもので見つけて応援したいということでございます。前向きに検討するというところでございますので、了解いたします。

続きまして、7番の碎石採掘更新について、笠間碎石の採掘更新について、更新時に地

元住民の意見を聴取、反映願いたいということでございまして、これは町長にお伺いいたします。

碎石場の採掘につきましては、3年に1回、更新がなされると思います。その時点で町長の意見が必要となると思われます。笠間碎石場の採掘場所については、採掘場所で山崩れが何度も起きております。さらには、冬季になりますと、上赤沢集落まで粉じんが舞ってきております。そういうような状況で、上赤沢集落としても非常に迷惑をこうむっているような状況でございます。

さらには、笠間碎石においては、工場と県道を利用した移動をしているんですね。そういう状況で、危険性も多うございます。ですから、3年に1回の更新のときには、上赤沢集落、自治会、さらには区長ですか、それらに相談をしてから意見書の添付を願いたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 碎石採掘更新につきましては、その地元の関係者が地主と、それから周りの者というような中で、いろいろ問題があろうかと思っております。

碎石場の更新につきましては、採掘業者が県の商工労働部に申請することになっております。県から関係行政機関に意見の聴取がございます。今まで碎石場更新につきましては、地元からの意見は町としては聴取しておりません。

なお、業者においては、地権者及び地域住民の同意書が添付資料になっておりますので、地元の意見等は反映されるものと思っております。

更新についての要望が地元から町のほうへ提出された場合には、県に意見書は進達できるものと思っております。そういうものを含めまして、今のご意見等を頭に入れておきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 飯村吉伊君。

〔8番飯村吉伊君登壇〕

○8番（飯村吉伊君） もちろん許可については県知事許可でございます。この中で、ただいま町長が進達については地元意見も聴取しましょうということでございますので、それを了解いたしまして、私の質問については以上で終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で8番飯村吉伊君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、4番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。

4番河原井大介君。

○4番（河原井大介君） 議長、参考資料の許可を願います。

○議長（小松崎三夫君） 許可をいたします。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） 議席番号4番河原井大介であります。

本日9月11日は、東日本大震災から2年半、またアメリカの同時多発テロ9.11から12年目ということでありまして、国内外におきまして本当に多くの犠牲になられた方々に対しまして哀悼の意を表します。

さて、質問のほうに入っていきたいと思います。

1点目として、町内の子供達への甲状腺エコー検査、超音波検査、エコー検査なんですけれども、これについて町長にお伺いをするものであります。

質問としましては、町内の子供たちに甲状腺検査、超音波検査、エコー検査をしていただきたい、助成をしていただきたいという質問でありますけれども、福島第一原発の放射線による健康への影響により、がん、心疾病、また白内障、生殖細胞異常など健康被害が生じる可能性に対して、町長はことしの3月11日、城里町の子どもの未来を守る会から甲状腺エコー検査を求める要望書、さらに署名5,790名にも及ぶ要望を受けたというふうに思います。新聞等にも掲載されておりました。桐原議員も同行、また同席されたという話であります。

5月28日付、町から回答書が来たというふうに聞いておりますけれども、その回答書、原発事故子ども・被災者支援法の対象地域に指定された場合のみ実施を考えていくと、そういう答えだったというふうにあります。町長は、町内の子供たちへ定期的な甲状腺エコー検査、超音波検査、血液検査等の検査体制、さらにはその助成、その制度の確立というものを3月11日求められております。このことをまずどのようにお考えなのでしょうか。お聞きをします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 4番の河原井大介議員のご質問にお答えしていきたいと思っております。

本年3月に、城里町の子どもの未来を守る会より、甲状腺検査を求める要望書が提出されました。そのときに私は、国の方針に従っていく、町単独で助成をしていくのは難しいというようなことで回答しております。

空間線量が非常に高い福島県内で実施された検査におきましても、被曝線量は極めて低いレベルだったと言われております。本県においても、放射線研究の専門家から健康調査の必要はないとの意見をいただいております。現段階において、甲状腺検査を実施するのは、そういう国の方針に従っていくということで私はやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） ご答弁をいただきました。

町長、答弁、何というんでしょうね、被曝の線量というか、そういった問題についての

みの議論ではなかったのではないかなと思います。3月11日、子どもの未来を守る会の皆さん、お母さん方は、なぜなのかという根本的な話というものが、認識がまず抜けているんじゃないかというふうに思っています。

町長、まずこれ、ちょっと話をさせていただきますと、町長公約の中で、2期目、町長公約は7つありまして、その2項目めの中に、次代を担う力を育てて、子育て世代を応援するという公約があるわけです。その中に、各種検診、保健指導の充実で、安心して子供を産み育てる支援をすると書いてあります。まさにこの安心なんですよ。このことをお母さんたち、ご父兄の皆さんは、それから子供たちの健康が不安であると、心配であるということで、本当に一生懸命5,790名の方の署名を集める。支援を、賛同を得るために奔走されたわけです。5,790名の方と、そしてその守る会の皆さんがやはり心配だ、安心をしたいという根本的な議論。その線量云々の問題以前に、これが起きたことによって安心をしたいという一つの問題点が、これは親心からの活動であるというふうに思っています。

また、もし健康に影響がある場合、早期発見の可能性にも期待をしているというわけでありまして、恐らく、新聞等々にも出ていたんですが、国のシステムというか、支援というものを確立してからやっていきたい、町単独でやるのは難しいという話でありましたけれども、基本的に予算的な問題もあるのかなというふうに思っています。

ちなみに、予算的なお話をさせていただきますけれども、実際検査を、エコー検査ですね、始まっているのは、高萩市なんか行われていまして、1人8,500円の検査費用がかかっているということでありまして。高萩の場合は、ゼロ歳児、15歳、中学生以下の子供たちで、1回の検査費用が8,500円として、これは城里町ですと、町内のゼロ歳児、15歳まで、中学生までという形にしまして約2,300名ほどいるということでありまして、2,300名掛ける8,500円、検診代、検査代1,955万、2,000万かからない予算額で町内の子供たち、中学校までの子供たちが検査を受けられるということでありまして。

プラス、町長、ことし3月19日の三村孝信議員の質問の中でも原子力発電について言及されておりますね。2年前の福島第一原発の事故で、放射性物質による環境、食品、人体への影響、風評被害など、今まで多くの問題を残しているという発言がありました。つまり、さまざま、まだまだそういった問題、不安、そして、そういったことに対していまだ一度、国の支援を待つというんじゃないくて、そもそも、何というんでしょうね、3月11日に町長に5,790名の方が一緒に要望させていただいたという経緯の中には、やはり町に、町長にお訴えをして、制度、町が率先してやっていただきたいという思いの中で要望があったと思います。

そういった中で、実際に3月11日、町長は要望書を受け取ったということだと思いますけれども、その面会時にどのようなお話をされたのでしょうかね。どのようにお話をして、相手方と話されたのか、ちょっとその点についてもお聞きしたいと思っています。

それから、先ほど比較的問題はないんじゃないかというふうなお話がありましたけれど

も、町長、これは基本的な質問なんですが、城里町に住む子供たち、福島第一原発事故の放射性物質による人体への影響は全く、100%絶対にないと言い切れるのでしょうか。その点、確認させてください。

2点です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 城里町の子どもの未来を守る会という方が来まして、そのときにお話しした内容というのはどういう内容だったのかというようなことでございますけれども、内容そのものについては、今ここで話してくださいといっても、なかなかそのとおりににはできません。

ただ、そういう中で、先ほども申し上げましたように、そういう甲状腺の検査を求める要望書が提出されたということに対しては、国の方針に従って、町単独で助成していくのは難しいだろうというような話をしたのではないかなと思っております。

そういうことでございまして、金額の問題ではないと思いますが、確かに子供を守る、そういう親の不安というものに対して、町は手を伸べてやっていくのがいいのではないかなというようなことだろうと思っておりますけれども、それにも限度というのがございますし、またこういう放射線ということに対しての私たちの無知も確かにあろうかなと思っております。そういう中で、被曝線量は極めて低いレベルであったというようなこともございますので、国の方針に従って、町単独ではやらないというようなことで話をしたかと思っております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長、100%大丈夫なのかと。 安心かと。

○4番（河原井大介君） 答弁が抜けているんですが、健康被害、人体への影響というのは全く、100%絶対ないというふうに言い切っていいわけですか。

○町長（阿久津藤男君） 健康被害について、100%被害はないのかということにつきましては、私は正直言ってわかりません。それがわかる方というのは本当にいないのではないかなと思っております。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） 町長、わからない、誰もわからないと。だから検査をするんですよ。だからこそ検査をして、はっきり安心したいと言っているんです。わからないのであれば、当然これ、やらなきゃいけないということですよ、町長。

難しいですね。わかりました。1つ、逆に提案しますけれども、さっき安心して子供を産み育てる支援について公約にもあるという話を言及させていただきましたけれども、ひとつこういう考え方も持っていただきたいと思います。わからないものに対して、放射線の問題に対して、超音波のエコー検査をするというのは、それは当然だと思いますけ

れども、プラス、子供たちを産み育てる世代に優しい町、さらには子供を大切に育てる環境が整備された温かい町をつくるとか、子供を連れて移り住みたい魅力ある町、つまりそういう子供たちの未来を真剣に考える町というのを模索していく、つまり町外に対してもPRしていけるようなまちづくりのコンセプト、子供を産み育てる町というものを提示していける、一つのそういうような契機にもなるんじゃないかというふうにもご提案させていただきたいと思います。

いずれにしても、わからないで、国の問題を待っている。国のほうもそうですけれども、原発事故子ども・被災者支援法で、2013年6月13日、同法律を担当する総務省キャリアがツイッターで市民団体や国会議員などを中傷する書き込みを繰り返していたと、そういう問題もありましたし、国とかそういったところの問題よりも、今、町として要望が、5,790名の方が町長に対して安心をさせてくれというふうに要望されております。その点に関して、わからないでは済まされない。やはりそこは責任を持って、町としてどのような態度をとるか、対応をするか、それが求められているのだらうというふうに思っています。

いずれにしても、町長、福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質による子供たちの健康影響に対する不安の軽減を図るために、検査をしていただけないでしょうか。検査をして何もないということがよいことでありますし、安心するために、不安を払拭するために、甲状腺超音波検査、エコー検査を全額補助で、町として原発事故当時の18歳以下の子供たちの検査体制を早急に確立していただくように要望いたします。答弁をお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 何度も言うようでございますけれども、そういう放射能に関しての実際のことは、なかなか難しい問題でございます。国の方針に従っていくというようなことで私はやっていきたいと思っております。

確かに甲状腺検査を実施している県内自治体、何町村かございますけれども、城里町については今のところ考えておりませんので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） 残念な答弁ですけれども、5,790名の方の署名ですね、それと城里町の子どもたちの未来を守る会の皆さん、お母さんたち、これは、国の支援を待つんじゃなくて、町で進めてもらうために要望を、署名活動を行ったというふうに思います。

この課題については、今後とも皆さんも一緒に考えていただきながら、ご協力をいただければというふうに思います。

質問のほうを次の質問にと移ってまいります。

本町の産業振興策、いわゆるまちづくりビジョンについての質問であります。

町長の7つの公約の中に、商工・農林業を守り、ふるさとを再生とあります。優良企業を誘致し町内産業を活性化、太陽光発電の積極的誘致、農産品ブランド化と6次産業化の推進。町長のまちづくりの具体的な方針、考え方、いわゆる産業振興のビジョンについてお聞きしたいと思います。

それから、具体的に商店街の活性化対策についてもお聞きをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 河原井大介君のご質問にお答えしていきたいと思います。

私も、この2月に選挙があったわけですが、そういう中で、7つの公約を掲げて立候補し、当選させていただきました。

そういう中で、本町の産業振興策についてというようなことで今質問があったわけですが、まず商工業においてでございますが、昨今の社会経済情勢の変化は目まぐるしく、車社会の到来、大型商業施設の進出など、中小企業を取り巻く経営環境は大変厳しいものとなっております。

このような環境の中で、経営基盤の弱い小規模事業者が活力を維持し、発展していくためには、自助努力はもちろんでございますが、自己の意識改革も必要であろうかと思っております。経営者の連帯意識の高揚と経営力の強化等を図るため、中心的役割を担う商工会への助成、支援を行い、個人消費の拡大や顧客の増加を図ってまいりたいと思っております。

さらに、経済状況も厳しい中、企業の誘致も厳しいものがございますが、企業立地奨励金を有効活用いたしまして、新規企業の立地の支援及び既存企業への増資を図りまして、あわせて町有地などを活用した太陽光発電企業の誘致等を進めていきたいと思っております。

それから、農林業についてでございますが、現在の農業につきましましては、採算性の問題、担い手不足や耕作放棄地の増加など、将来展望が描けない状況でございます。国においても、決め手となる施策が講じられない状況でございます。

しかし、厳しい現状を打破するためにも、各J A等との連携強化を図りまして、人・農地プランの作成を初め、認定農業者、新規就農者、青年就農者の拡大及び経営所得安定対策事業等、国の事業を積極的に取り入れる等、農業経営の安定化対策に取り組んでいきたいと思っております。

また、農産物のブランド推奨品に指定した5品目については、県内外の各種イベント等にも参加をして、情報発信及び販路拡大を積極的に推進していきたいと思っております。

それから、林業につきましましては、農業と同様に担い手不足や国産材の価格低迷、採算性

の悪化等から適切な管理が行われず、荒廃している現状でございます。昨今、森林の持つ水源涵養や山地災害防止など公益的機能が見直されてきておりますので、茨城県森林湖沼環境税を利用しまして間伐や森林整備を実施し、森林の持つ公益的機能の回復と向上に取り組ましまして、さらに緑化運動の普及、啓蒙を図りながら林業の振興に努めたいと思っております。

それから、商店街の活性化対策につきましては、現状を把握するとともに、身近な商業地としての魅力の向上と商店経営の近代化を図り、商店街組織の育成、強化に取り組む必要性を感じております。

そのような中、町の商工会においても商店街活性化に向けて鋭意努力しておりますので、行政としてできる限りの応援と連携強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小松崎三夫君） 4 番河原井大介君。

〔4 番河原井大介君登壇〕

○4 番（河原井大介君） このまちづくりのビジョンという今のお話なんですが、いろいろと公約に沿ってやっていくという話であろうかというふうに思っています。企業誘致に向けても、農産品のブランド化、6 次産業化、さまざまできるのだろーと思っています。

根本的になんですけれども、この問題というのは、地域活性化というものに対して 1 つ確認しなきゃいけないというのは、これはやっぱり人口というものも大きく影響するんじゃないかなと思っています。

今、現実、ことしの 9 月 1 日現在の状況は 2 万 588 人というふうな状況で、あと 2 年半ほどで 2 万人を切っていくという、城里町の人口が減っていくということです。

昔ですよ、第 1 次城里町総合計画というのがありましたけれども、その中では、宅地開発とか、定住条件の整備とか、政策的なことによって人口の増加というのを考慮しているんですよ。

合併当時、2005 年の約 10 年前には 2 万 3,000 人おりました。総合計画の中では、予定では、2015 年、あと 2 年後には 2 万 5,454 人になっていると。でも、5,000 人、もう全然足りない。人口がもう大きく計画とずれてきているということも当然あります。

そういう状況下の中で、活性化プランというもの、改めてこの人口減について、根本的な、基本的なまちづくりということの基本だと思いますが、人がいて町とかが存在しているわけですから、この人口減についてまずお聞きしたいというふうに思っています。これを 1 回お聞きしたい。この人口減についてどのような認識をお持ちなのかお聞きしたいと思います。

それから、町長は以前、3 年前になりますけれども、私への答弁の中で、選挙公約というのは為政者を目指す者の政治信条、指針、その 7 つの公約をまとめていると。当時の公約の 7 つの話ですけれども、合併後、城里町の活性化、そして元気なまちづくりを目指すものだと、3 年前に政治信条というものを出して、公約というものは大切なものだという

ふうなことをお話しされていました。

そういった中で、町の総合的な活性化の中の太陽光発電という話が、ここ二、三回の議会の中でお話がありますが、その点について、どういう状況なのか。現実、公約としてきちっとそれが、政治として町の活性化、元気なまちづくりのためにどういうふうに位置づけられているのか、その太陽光発電についてお聞きをしたいと思います。

2回目の質問として、以上です。

○議長（小松崎三夫君） 河原井議員、人口減のあれは通告外なんだけれども。

○4番（河原井大介君） これは基本的に、産業振興策の中で人口減もかかわってくる。そういう中で、まずその基本的な。すみません。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 人口減についてというようなことで、今、こういうところでこういう発言はいいのかわかりませんが、城里町におきましては、平均的に年間大体300人の方が亡くなっております。それで、生まれる方が100人前後というようなことで、そういう足し算、引き算しますと、毎年200人前後が人口的に減っているというような、そういうことでございます。

その原因は何だろうというようなことでございますけれども、これはどこの町村でも今、人口減について悩んでいるところでございます。東京に近いほうで、向こうのほうはそういうことはないのかなと思っておりますけれども、やはりこういう、ここは県北ではないんですけれども、こちらに来ますと、どうしてもこの近所の町村におきましては、人口減というのは今のところ避けられないというようなことでございます。この原因については、やはり働く場所がないというのが一つの原因にもなっているかと思っております。

それと、前にもお話ししましたように、太陽光発電について、今どのような状況なのかというようなことでございますが、太陽光発電はようやく大体のことがわかってまいりました。十万原でやっております施工業者から提案がありました。そういう中で、日本一の太陽光発電というようなことで、今、これからやっていきたいなと思っておるところでございます。

議員の皆様方にも、この議会が終わった後で説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） 要は、この産業振興策というものをそもそもつくる前に、やはり人口というものを。人がいて、生活があって、特に経済、産業振興というものがあるのだらうというふうに思っています。基本的な質問をさせていただきましたけれども、おっしゃるとおりで、どんどん元気がなくなっていく。じゃ、それをどうするんだというところ

ろが、ある意味そこが産業振興策の根本的な話だと、胆だというふうに思っております。

それで、参考としてお話しさせていただきますと、千葉県流山市にマーケティング課という課があります。これは7年前からあるんですけれども、広告の企画・作成など、マーケティング室という室をまずつくって、その後、その内容について、市の知名度アップだったり、イメージアップだったり、ブランド化を推進するために首都圏を対象にPRしていく。子育てとか共働き家族の、要はうちに来て住んでくださいという、そういうイベント等を含めたPR活動を行っている課があるんですね。

もちろんTX、つくばエクスプレスの開通から、その2年前から着手していながら、そのTXの影響もありますし、今、人がどんどんふえています。特に30代の人口が急増している。子供たちがいる世代ですよ。プラスアルファ、流山市においては、シティセールス推進室、企業及び住民誘致にかかわる情報発信、PR、あとはフィルム・コミッション、映画・ドラマの撮影地を誘致するというやつですね、とか、とにかくこの平成17年から23年の5年間で人口の数が1万2,000人増加しているんです。人口増加数が、増加率でいうと7.4%ですけれども、1万2,000人の方が増加しているという、そういう画期的ないろんなマーケティングをもう10年前から始めているということです。

これで何が起こるかという、地域の商店、さらには農業にかかわってもそうなんです、さまざまイベントをやるごとに、地産地消、地元の野菜を使ったり、地元の商店街を使ったり、さまざまイベントをつくと。まず人口をふやしながらやっていかなきゃいけないんじゃないかということで考えていらっしゃるという流山市のお話ですけれども、基本的に人口増というものを望むのは本当に非常に厳しいだろうと思っています。

茨城県に44市町村ありまして、計画があるんですね、人口を増加する、7年後に増加すると。そうすると、20年後ぐらいには茨城県は人口が500万人ぐらいになっていると。でも、それは現実的になかなかあり得ない数字だし、そういう予定、計画としてあるものであると、あくまでもペーパー上の話であるということなんですね。

具体的には、もうリアルな話をすれば、先ほどおっしゃったように、子供の数、出生が年間100人、亡くなる方も300名いらっしゃる。そういう状況の中では、維持していくということが、まず今やらなければいけないことじゃないかなというふうに思っています。その上で、その上でなんですね、当然。だから、その上で町のプランニング、いわゆる商工会に対しても、プレミアム商品券をやったり、さまざま、いろいろ商工会と連携しながら、また地域の農協、人・農地プランを作成して、新規就農者をどのように生かしていけるか。そして、この町に対して、先ほど産業の話もありました、企業の誘致もあります。そういうのをやるんですけれども、それはやっぱり、何というんでしょうね、一つ一つが点のよようにばらばらしている状態が非常に多いんじゃないかというふうに思っています。

1つ例を挙げると、農業者、新規就農者、若手ですね、20代、30代の若手の方がどんどん入ってきて、入りたいと、城里町でやりたい。しかし、その情報共有の場所がなかなか

ないというふうにあります。それは確かに農業委員会もあります。産業振興課もあります。県の普及所もありますし、農協だってあります。ただ、なかなかその情報を共有して、一気に何をするか議論する場所がないというふうに訴えている若手の農業者もいます。それは若いし、子供と一緒に移り住んでくれるということもありますし、基幹産業である農業を担っていきたいという思いもあるわけですから、いわゆる宝というか、大切にしなければいけないだろうなというふうに思っています。

そういった中で、以前からお話しさせていただいていますように、ことしの3月議会、6月議会の中でも三村孝信議員や菌部議員、杉山議員、南條議員等々、まちづくりコンセプトに対し、まちづくりに対し、いろんなアイデアをおっしゃっています。都市計画法の問題であったり、ブランド化された食べ物はどこで食事ができる、どこで食べられるんだ、さまざまありますし、そういうことを一極集中で議論をする。何度も言っています。縦割りじゃなくて、やはり横の連携がとれる、そういう一つの部署、流山市でいうとマーケティング課とかそういうところなんですけれども、そういうものをつくる必要があるだろうというふうに思っています。

つい先日行われました決算特別委員会、教育産業常任委員会の所管の話の中でもそういう、いわゆる横の連携をとりながら、一つ一つの意見をばらばらにするんじゃないで、集約して、その一つを具体的に、組織的につくっていくような、そういう部署、いわゆる地域戦略室とか、政策推進室とか、本当にそろそろ1つの部署で大きくやって、そこから一気に一元化する。1つの情報を一元化して、そこをまちづくりのコンセプトに対して当てはめていく、いわゆるトータルの議論する場所ですね。

だから、マーケティング課とか、さまざまPRする、そういったものをつくる必要が本当にもうそろそろあるんじゃないかと思っています。あと2年半で2万人を切っていく人口を、この城里町の中で商店街、農業をどう、いかに守り、そして、さらには行政区域の中にある子供たち、先ほどの話もありました、安心・安全を子育てしていく世代のためにどのような投資ができるのか、金は稼げるのか、経済活動できるのか、町がやはり考えていかなければいけないんだと思うんですね。

政策というのは、1つ考え方としては血管だというふうに思っています。管ですね、血管。そして、予算というのは、お金というのは血液だと。つまり、その政策、血管というものをうまくつないで、どこどこに、部署に配置をしていって、そこにつなげていって、いかに予算、血液をさらさら流すのか、そういうことを考えられる部署がなかなかないんじゃないかというふうに今思っています。

総務省のホームページとか見ていただければわかりますけれども、先進地事例がたくさんあります。そういうところでどういうふうに具体的にやっているか一度研究されながら、やはりプロジェクトチームをつくりながらやっていただきたいというふうに思っています。

時間ですが、3回目の質問をいたしますが、この政策、地域の持つ潜在的な可能性とい

うのを見つける、つまり地域の宝物を明確にしていく。町長は以前からおっしゃっています。城里町はいいところだと。確かに自然も豊かだし、人も穏やかだし、いいところだと思います。ただ、それだけじゃ、これから地域間競争、地域の自治体の中で生き残っていくのはどうなんだという議論の中で、ここはやはり本当に行政、議会、垣根を越えて、地域の住民とそういった垣根を越えて、トータル的に、総合的に、全体的に議論する場所というのをやはりつくっていくべきだというふうに思っています。いわゆる政策推進室だったり、もちろん室じゃなくて課でもいいんですけども、基本的には室として準備運動しながら課にしていくということですが、そういう総合的な総合プランをつくれるような部署というものを早急につくっていただきたいというふうに思いますが、その点についてまず答弁をお願いいたします。

そういった中で、そういった点をまず確認させていただきながら、その点をつくっていただけたときに、さまざまな施策というものが生きていくのだろうというふうに思っています。そういった部署、プロジェクトチーム等々をつくっていただくよう要望いたしますが、町長のご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 城里町のこれからのことについて、いろいろ河原井大介君のほうからお話がありました。町の最上位計画である第1次総合計画というような中で、基本として、人と自然が響きあい、ともに輝く住みよいまちづくりを目指していくというのが、この城里町の本来の姿ではないかなと思っております。

本町は、県都水戸に接しながら、河川、森林など自然環境に恵まれていることから、自然環境を保全しながら、調和のとれたまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますし、今ご意見等がございました件につきまして、本当に河原井大介君のふだん考えているそういう気持ちをじかに聞きまして、大変参考になりましたので、勉強させていただきたいと思っております。

○議長（小松崎三夫君） ここで1時10分まで休憩いたします。

午後は河原井議員の質問3番、学校給食についての質問から入りますので、よろしくお願いをいたします。

午後 零時01分休憩

午後 1時11分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番河原井大介議員の質問から入ります。

4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） 先ほどは町長のほうから前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

いずれにしても、町を活性化していく産業振興策ということは、やはり地域の発展、まず人口やさまざま、それから商店街や、さらには農業者、さらには工業者も含めたところで総体的に取り組まなきゃいけない。まず危機感を持って取り組んでいただきたいとともに、また夢と希望を持てるような一つの形というか、組織というものを再編成していく必要があると思いますので、何とぞ引き続きご検討のほどをよろしくお願い申し上げます。次の質問に移ってまいりたいと思います。

3点目ですが、学校給食についてであります。

最近、私も食農教育とか食育というイベント等に参加させていただきますと、講師の先生や、また保護者の方々、子供たちと話をすると、食物アレルギーというんですかね、食べ物によるアレルギーを持つ子供たちが非常に多く増えているというような話を聞いております。

そういったところで、やはり町として食べ物を扱っている給食、お昼の時間に給食を出して、健康に元気に学校生活を送っていただくということでありますけれども、このアレルギー児童に対して緊急時の対応、対策、病院との連携等々、現在どういうふうになっているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、食材ですね。先ほどもお話しさせていただきましたが、やはり安心・安全という意味で放射能検査、チェック。食べ物ですから内部被曝等々、そういったものの不安というものがあるかと思いますが、保護者の方々からこういった要望も当然あるかと思えます。この検査について、どのようになっているのかお尋ねを申し上げます。

さらに、地産地消ですね。本当にもう10年以上前から騒がれている言葉ですけれども、地場産品、地元の食材はどのぐらいのパーセンテージで使用されているのかをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 河原井大介議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

アレルギー児童に対しての緊急、そういうときの対応、対策についてというようなことで今質問があったわけですが、平成24年度に東京都調布市の小学校で、食物アレルギーのある児童が学校給食終了後、アナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故がございました。こういった事故を防ぐために、校内においては校長、学級担任、養護・栄養教諭、学校医の間の情報共有を進め、指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、可能な限り個々の児童・生徒の状況に応じた対応に努めていくことが必要であると考えております。

なお、病院との連携等につきましては、後ほど教育長よりご答弁申し上げます。

それから、学校給食についての件でございますが、常北、桂給食センターともに、調理済み給食食材について、毎週水曜日に検査日を設けて、定期的に放射性物質、放射性ヨウ素と放射性セシウムの検査を行っているところでございます。地場産の野菜等については、生産者より随時放射性物質の検査を行った後、納品してもらっているところでございます。

地場産品の使用割合につきましては、昨年度の状況は県平均を若干下回っているということでございます。地場産品の使用割合が伸びない理由としては、各生産者の規模に対して食数が1,300食と多く、一生産者の供給ロットが少ないため、賄うことが難しいこと。規格と品種の統一が難しいといったことがございます。

現在は、各生産者が個別に検査し、納品を行っておりますが、JA等がこういった生産者をまとめ、統一した供給体制を構築できれば、解決可能ではないかと思っているところでございます。

詳細につきましては教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） それでは、まずアレルギー児童に対しての緊急時の対応ということですが、直接このことについては今のところ病院との連携はありません。ただし、いざ事が起こったときの緊急による病院、これは食アレルギーだけではありません、いろいろな事故等のところで緊急体制をこういうふうにとるとするのは、各学校ともマニュアルをつくって対応しております。

今のところ、緊急を要するようなアナフィラキシーショック等の該当児童・生徒はおりません。

それから、食材の放射性検査ですけれども、それぞれの食品について国のほうで基準を設けております。このことについては、週1回検査をしておりますので、その結果をホームページで開示してございます。ただ、現在のところ、その放射性物質の検出はされておられません。不検出ということです。

それから、地場産品の使用ということで、町長のほうから話がありましたように、県を若干下回っておりますが、地域の食材を極力利用するという方向で進めております。これについても、やはり放射性の検査等、JAで行っていただいたり、産振課のほうでも検査をしてくださっていますので、そういうので安全な食をとということで提供しています。

ただ、一農家が生産する割合が需要量と若干異なりますので、その辺をまとめるような、まとめて購入できるようなシステムができると、もっと地元の産品を食材として活用できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） ご答弁ありがとうございました。

そうですね、このアレルギー児童に対しての緊急時の対応については、今あるマニュアルの中でやっていくという形だと思いますが、実際、東京都、神奈川県とか先進的な事例でいうと、講習会を受けたり、教職員も養護教員の研修を受けながら、いわゆるアナフィラキシーショックに対応するエピペンというような医薬品がありますね、緊急補助治療に使用される医薬品というものがあるかと思いますが、そういう使用状況、使用可能であるというふうにあるガイドライン等々では出てはいますが、そういった講習等々、勉強会、使い方ですね、そういうものを学ぶ機会というものは、段取りというか、そういう準備というのはされているのでしょうか。

これは2回目の質問としてなんですが、その中で具体的に、城里町の学校給食においての食物アレルギーに対しての取り組み方、マニュアル書ですね、まだ現実にはないと思うんです。それはどういうふうな状況になっていますか、まず確認していきたいと思います。

それから、放射能のチェックに関しては、個々の対応であったり、きちっとやっているということでもありますし、そういうことで、ある一定の検査結果、安心ができるのかなというふうに思いますけれども、プラスアルファ、そういったところで地場産品を使うことに対しても、やはり個別で各農家が放射能チェックをして納品をする、手間がかかっていくというようなこともありますし、先ほど、いわゆる何というんでしょうね、農協等々、そういった団体で一まとまりにして総合的に出荷をするシステム、制度ですね、そういうのをつくっていくことも必要だというお話があるんですが、ここは具体的に、その納品、生産者に対して、もしくは組織に対して、町として、産業振興課でも結構です、教育委員会でも結構ですが、そういったところで話し合いとしてどのような形で。いわゆる県より下回っているという状態の中で、やはり1%でも多く地元のものを使っていただくという目標がそもそもあるかと思いますが、そういった点についてどのような取り組みをしているのか、2回目の質問としてお聞きします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長小林孝志君。

〔教育長小林孝志君登壇〕

○教育長（小林孝志君） まず、食物アレルギーの件についてですけれども、先ほど説明しましたように、エピペンを使うような場面は、本町では対応する児童・生徒がおりませんので、今、具体的な準備はしておりません。また、保護者からも毎年、アレルギー調査をして、上げていただいておりますが、そういう状況はないということです。

ただ、アレルギー児童の数ですけれども、本町では24名がその対象になっています。常北中学区の給食センターが16名、桂中学区の給食センターが8名ということで、その一番多いアレルギーは、エビが一番多い数です。多いといっても二、三名なんですけれども。それから、魚介類、それからタケノコ、ゴマ、そういうものがアレルギーとして上がってきている子供たちの数です。

具体的に現状ではどういう対応をしているのかということですが、その食する児童・生徒の名前はわかっております。クラスもわかっておりますので、学級担任と学校のほうと給食センターと連携をして除去食、そういうエビを除いた食事、あるいはタケノコを除いた食事というようなところで、除去が可能な部分については除去食をつくって対応しております。その対応している子供については、常北中学区では6名、それから桂中学区でも6名というようなところで除去食の対応をしているということです。それ以外の児童・生徒については、家庭で注意をしていただくとともに、それを食べない、あるいは代替りのものを持ってくるというようなところで対応しております。

これが食アレルギーについてです。

それから、地場産を少しでも多く使っていただくためにということで、これは各センターで発注するときに、地元の状況というのをよく情報を得ながら発注をして、より多く、少しでも手間を省いた形でということで、産振課の協力もいただいて対応している。今のところこれが精いっぱい状況で、さらにというためには、JAさんとか、そういうところとの連携が必要になってくると考えております。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） このアレルギーの問題に関しては、いろいろ私もお指導いただいた講師のアレルギーに関する専門家の先生にお話を聞いたところ、やはりこれは、自治体ごとに給食というものをある程度やっておりますので、その中で危機意識ですね、危機感を持って、ある程度アレルギーに対しては、以下どのようなものが出てくるかわからないと。そういうものに対しては、やはりマニュアルというか、学校給食において今やっていることが大事だと思うんですけども、もし万が一事故があった場合、連絡系統、学校ごとにやっていると思うんですが、総体的な町としての問題にも当然なっていく。もちろん教育長にも話が、そこまで話がいくわけでございますから、やはりここはきちっとマニュアルというものがまだ作成されていないと、作られていないというお話でありますので、早急に作っていくこともひとつ大事だと思っています。

というのは、これは食べ物ですね、これからTPPの話がよくありますし、食べ物が海外から来る。そのアレルギーがあるとか、さまざま専門家の意見は分かれるところですが、あるらしくて、そういうことも踏まえて、いかに準備しておくか。今のうちから早急に危機感を持って準備することが今大事なんじゃないかなというふうに思っております。

エピペンという医薬品について使う生徒がまだいない、児童がいないという話なんですけど、これから出てくる可能性がある場合。ですから、これは当然、早急に講習等々、勉強会、使い方を学ぶべきだというふうに思いますので、この点に関しては、何を待つ必要もなく、きょうからでも勉強できるわけですし、進めていくことは可能だと思いますので、

そういう点については前向きに、早急に取り組んでいくことが必要ではないのかなというふうに思っております。

それとまた同時に、今、現状としてはもうマックスな状態で、もう最大限頑張っ努力されているということで、あとは農協とか、そういうところにお任せしたいということなんですが、そういうことも含めて先ほど2点目ですね、産業振興策というか、1つの中でプロジェクトチームを作ってやるとか、そういう一つ一つの今切れている、点になっているものを結びつけていく作業というものを今回の質問の中でお訴えをさせていただいているものでありますし、当然給食だけの問題じゃないんですが、総体的に給食委員会のほうからもさまざまな声を上げていただきながら、町全体として取り組んでいただければというふうに思っています。

いずれにしても、事故が本当にならないような状態で進めていくことが何よりだと思いますし、それが一番だと思いますので、安心した安全な給食体制の確立を、アレルギーに対してはまだ不足している部分もややあるのではないかなという危惧もいたしますので、懸念いたしますので、その点に対しては少し力を入れていただければというふうに思っております。

私の質問としては、きょうは以上であります。

最後になんですが、いろいろご質問させていただきました。町全体、町の状況というのは非常に元気がなくなっている、危機的な状況だということをずっと、町長が当選されて4年半、お訴えをさせていただきながら、町長みずからもその話はされております。当然、そういった中で、これからどういうふうなシステムを作っていくか、制度を作っていくか、さらにはどのようなまちづくりのビジョンを作っていくのか。幾つか確かに点としてはたくさんあります。でも、それをつなげていく作業そのものがもう今必要。もう21世紀の新しい、そしてオリンピックも招致されるという2020年もあります。それに向けても、町が元気になっていくような状態を、夢と希望を持って元気な町を作っていただければというふうに強く切望しながら、お願い申し上げながら、質問のほうを終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で4番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、7番桐原健一君の発言を一問一答方式により許可いたします。

7番桐原健一君。

〔7番桐原健一君登壇〕

○7番（桐原健一君） 7番桐原健一でございます。

通告順に従い、質問をさせていただきます。

初めに、不妊治療費の助成について伺います。

少子・高齢化が進行している現在、不妊治療を受けている方に助成をしてはどうかというところであります。

2004年度から、国において不妊治療の助成事業が始まっております。この事業は、不妊治療の経済的負担を減らすため、保険適用外である体外受精を対象に費用の一部を公費助成する制度であります。治療費は1回当たり30万円前後で、15万円が給付されます。夫婦合わせた年間所得が730万円の制限があります。1回目は年3回まで給付を受けることができ、2年目以降は2回まで、通算5年で計10回までとなっております。

茨城県においても、不妊治療費助成事業を国と同じく行っておりますが、本町においても助成事業ができないかと思っております。

平成21年9月の定例会でも質問しました。町長答弁で、当時は県内では9つの市町村で不妊治療費助成事業を実施しているが、城里町ではこの制度はない。今後、少子化対策として前向きに検討してまいりたいと答弁がありました。町長、2期目に入りました。ぜひこの不妊治療費助成事業を実施いただきたいと思います。

ちなみに、県内でも、大子町で10万円の助成をしているということをお聞きしております。町長、不妊治療費助成事業の実施について、お考えをお聞きしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 桐原健一議員さんのご質問にお答えしていきたいと思っております。

少子化が進行している現在、不妊治療を受けている方に助成をしてはどうかというご質問でございますが、本年度、体外受精などの不妊治療の公費助成の見直しについて、厚生労働省の検討会は、助成の対象年齢を42歳までに制限する案をまとめたところでございます。

ご質問の件につきましては、平成21年第3回議会でも同様の質問をいただいておりますが、助成については、茨城県不妊治療費助成事業がございます。所得制限、今お話がありましたように、730万円未満ではございますが、1回の治療につき15万円を上限に、初年度は年3回まで、2年目以降は年2回を限度に、通算5年間助成する内容でございます。ただし、通算10回までとなっております。

本町におきましても、平成22年度、お二人で6回、平成23年度、3人で6回、平成24年度は4人で6回の助成をしております。現在、4名の方が治療を受けているようでございます。

また、県の助成事業のほか、県内29市町村が助成事業を行っております。本町におきましても26年度より実施したいと考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 7番桐原健一君。

〔7番桐原健一君登壇〕

○7番（桐原健一君） ありがとうございます。

今、町長答弁で、26年度より実施したいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に入ります。

2番、防犯灯についてお伺ひします。

安心・安全なまちづくりを目指し、年々防犯灯がふえております。現在、防犯灯は2,100基設置してあります。平成24年度の電気料が615万7,000円、蛍光灯交換などの維持管理費等で320万9,000円で、昨年の9月より、電気料金改正により年々経費は上がっております。町においても年間経費1,000万円を超えております。

LED化した場合のメリットとして5つあります。1つ目は、電気料金の削減になる。2つ目に、故障しにくく、寿命が長い。3番目に、省電力で今までと同等の明るさを確保できる。4つ目に、二酸化炭素、CO₂の排出量削減になる。5つ目に、LED電気の光には紫外線や赤外線がほとんど含まれていないので、虫が寄りつきにくい、また寄ってこないで、器具も汚れないというメリットがあります。

各自治体で省エネ対策、低炭素社会の実現に向けて取り組みが増しております。本町においても、2,100基の防犯灯を全部交換ということは大変な金額になると思ひますので、まずは公共施設等の防犯灯や街路灯をLED化し、電気料金の削減を目指してはどうかお伺ひします。

1回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 防犯灯の件につきまして、LED化し、電気料金の削減を目指してはどうかというご質問でございますが、これまで町では、公共施設の屋外照明や町道灯などに対しまして、従来型の街路灯や蛍光灯による防犯灯の設置を行いまして、施設への誘導や防犯対策、交通安全に努めてきたところでございます。

近年、各自治体では、街路灯や防犯灯をLED化に変えることで、省エネによる電気料金やCO₂の削減、長寿命化による維持管理費の削減など、メリットを生かした取り組みがふえてきているところでございます。

茨城県におきましても、平成24年度に取手市が先駆けて防犯灯のLED化を図っていると聞いており、防犯灯をLED化することは、ご指摘のとおり、電気料削減の上でも有効であると考えておるところでございます。

本町におきましても、夜間の犯罪防止と交通安全を図り、さらなる安心・安全なまちづくりを推進するため、このような特性を持つLED化の導入も視野に入れ、経費負担や事業効果等を踏まえた中で総合的に検討してまいりたいと考えております。

また、新庁舎建設に関しては、環境省の補助事業を活用した、その中で庁舎周辺等の公

共施設の街路灯のＬＥＤ化を進めていくことなども検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 7番桐原健一君。

〔7番桐原健一君登壇〕

○7番（桐原健一君） 町長答弁で、経費負担や事業効果等を踏まえた中で総合的に検討してまいりたいという答弁をいただきました。ぜひご検討のほどをよろしくお願いしたいと思います。

最後になります。次に、3番、投票所入場整理券の改善についてお伺いします。

期日前投票は、投票日当日に仕事や旅行などで投票できない方が投票する制度ですが、高齢者の方や障害者の方などは、期日前投票に行くと、投票所独特の雰囲気の中で宣誓書に名前などを記入する際に緊張するという声があります。もっと気楽に利用したいというお話であります。水戸市や那珂市でも投票所入場整理券の改善をしているとお聞きしております。

投票しやすい環境づくりが大事であると思います。投票所入場整理券の裏面に宣誓書を記入し、送付することにより、自宅で宣誓書を記入でき、期日前投票が円滑に進み、投票率アップにもつながると思いますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 投票所の入場整理券の改善につきましては、選挙管理委員会書記長でございます総務課長のほうから答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 7番桐原議員さんにご答弁申し上げます。

ただいまの件でございますが、議員さんが申されるとおり、期日前投票制度は、投票日当日、仕事や外出などの理由により投票できない方が投票日以前に投票できる制度でございます。この制度につきましては、有権者の皆さん方に浸透してきておりまして、各種選挙のたびに投票率が伸びているところでございます。

期日前投票の手続でございますが、投票所の受付において選挙事務従事者が選挙人に投票日当日に投票できない事由を聞き、宣誓書を作成し、選挙人にご署名をいただいた後、投票していただくものでございます。

確かに、投票所の受付において事務従事者が選挙人から投票日当日に投票できない事由を聞き取り、宣誓書を印刷するものですから、家族等で投票に来られた場合、一時的に混雑することは認識しております。

他の市町村で入場券と期日前投票宣誓書を併用して行っていたことは承知していましたが、限られたスペースに印刷するので大変細かな文字を使用することになり、導入を見送っていたところでございます。

議員が申されるように、投票所入場券の裏面に宣誓書を印刷しておけば、選挙人の方はあらかじめ自宅のほうで宣誓書を記載して投票所に出向き、投票所の受付に提出するだけで済み、投票が円滑に進むものと思われま。

今後、投票所入場券の見直し、期日前投票の簡便性向上を図れるよう選挙管理委員会に諮り、実施に向けて検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 7番桐原健一君。

〔7番桐原健一君登壇〕

○7番（桐原健一君） ご答弁ありがとうございました。

実施に向けて検討してまいるということで、ぜひそのようにお願いしたいと思います。
以上で質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で7番桐原健一君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、6番阿久津則男君の発言を一問一答方式により許可いたします。

6番阿久津則男君。

〔6番阿久津則男君登壇〕

○6番（阿久津則男君） 6番阿久津則男であります。

一問一答方式にて質問いたします。

まず初めに、公共下水道（農集排を含む）についてであります。平成24年度に古内地区の農業集落排水が完成し、25年4月から稼働したところでございます。古内地区まで農集排が進みますと、次は七会地区に入ってくるのかと私も何人かの方々に聞かれました。そこで、公共下水道の普及状況と今後の計画範囲をお伺いいたします。

また、古内地区の総事業費は19億7,000万円ということで、約20億であります。国・県の補助が15億あるとはいえ、町負担もあるわけでございます。当然、維持管理もかかりますし、そこで今後は、下水道整備区以外においては合併浄化槽並びに高度処理浄化槽の補助率を上げ、下水道未普及地区の町民に理解を求めるべきではないかと思うわけですが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 阿久津則男議員の公共下水道（農集排を含む）ということにつきまして、普及状況と今後の計画等につきましての質問かと思います。

公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽、地域下水を含め、平成25年3月末現在で79%でございます。事業別では、公共下水道の流域地区が66.8%、同じく特定環境地区

では65.2%の普及率となっております。農業集落排水処理地区は、5地区全体で89.9%でございます。地域下水道については、100%の普及率となっております。

今後の計画範囲につきましては、公共下水道流域地区は上泉、増井地区の順に整備を拡大し、地域環境保全地区は御前山地区から下阿野沢の一部、高根地区の順に整備を進めていきます。農業集落排水事業については、5地区が完了し、面整備は一段落と考えているところでございます。

それと、合併浄化槽の件についてご質問等ございましたが、合併浄化槽につきましては、補助基準額に国・県、町がそれぞれ3分の1を補助しておりまして、補助額は5人槽が29万4,000円、7人槽が34万2,000円、10人槽が45万9,000円。涸沼川流域地区の高度処理浄化槽の補助額は、5人槽が66万4,000円、7人槽が70万2,000円、10人槽が75万2,000円となっております。近隣市町と同額の比率になっており、これは茨城県浄化槽設置基準額交付要綱によって定められているものでございます。

補助率につきましては、公共下水道や合併浄化槽の普及状況を踏まえ、前向きに検討してまいりたいと思っております。

確かに公共下水道はいいのかな。日本人の文化活動としては、公共下水道が100%ですというようなことも確かにいいことであるかと思っておりますが、七会地区みたいなところにおきましては点と線がなかなか難しいのかなということもございまして、こういう合併浄化槽について補助率を上げてあげて、やっていければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 6番阿久津則男君。

〔6番阿久津則男君登壇〕

○6番（阿久津則男君） 前向きに検討ということで、やはり公共下水道においては、水質保全、あるいは河川の環境を守ることでは大事な事業であります。ただ、やはり町長が申しますように、合併浄化槽という方法も認められているわけでございますので、城里町の公共下水道、農集排を含むところでは、平成24年度、ただいま決算をやっておりますが、農集排を含め5億2,000万円が一般会計から繰り出されているわけでございます。そして、本年度、25年度は5億8,000万円を一般会計から繰り出す予定でおります。こういったことを考えれば、七会地区、塩子から上赤沢、そして大網、真端と、面積からいえば古内地区の2倍、3倍という工事費がかかると思われます。その後もまた維持経費もかかるわけでございますので、費用対効果を考えれば、合併浄化槽で進めていただければなと思うところでございます。

そこで、前向きに検討ということではございますが、七会地区と桂の錫高野、あるいは岩船、この地区を合わせると約900世帯と聞いておりますが、未普及地区ですか。そのうちで、その半分の450世帯くらいはもう既に合併浄化槽が入っているということで、残り450、あっても500ということで、今、町長からもありましたように、現在は5人槽で29万

4,000円という、約30万円の補助であります。これを60万円くらい補助しても、500世帯ですから3億円なんですね。今言ったように、1年間に5億数千万円を一般会計から繰り出して、下水道のほうにお金を使っているわけですから、3億という数字は1年分でもおつりが来るくらいなので、私は、1年でやれとは言いませんが、500軒ですから、5年くらいに分けてやっても、町にとっても、その地区の住民にとっても、そのほうがいいのかなど思っているところでございます。

そこで、工事が始まれば、当然、リフォームをやろうとか、あるいは新しく家を建てようという人もおりますし、先ほども人口の話が出ましたけれども、多少なりとも人口がふえとか、あるいは小さな業者の町の活性化事業にもなるということもありますので、ぜひとも。5人槽の例で申しますと、ほとんどがもう対象になるのは5人槽だと思えるんですね。ですから、60万円くらいの補助を出すことは考えられないかどうか、この点について町長にお伺いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ただいま数字をもって説明をいただきましたが、本当に公共下水道におきましては5億8,000万、これから持ち出しをしなければならないというような中で、合併浄化槽におきましては、最初にかかるかもしれませんが、その後の維持経費というのは個人でやっていくというようなことがございます。そういうことも踏まえて、これからの検討課題にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 6番阿久津則男君。

〔6番阿久津則男君登壇〕

○6番（阿久津則男君） 公共下水道につきましては、以上で終わらせていただきます。

次に、廃止代替バス（笠間～七会）運行についてであります。バスの利用状況と今後の考え方をお伺いいたします。

2つ目といたしまして、平成24年度の予算で360万円の補助を組んだわけですが、それで足りず、473万円の補助になりました。恐らく利用者が少なくなり、補助がふえたと思いますけれども、利用者の利便性を考慮いたしまして、タクシーに変えることはできないかどうかお伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 廃止代替バスの運行についてというようなことで、その中でバスの利用状況と今後の考え方、また平成24年度に年間473万円の補助を行ったが、利用者が少ない。そういう中でタクシーに切りかえることはできないかというようなご質問かと思えます。

七会地区から笠間駅までを結ぶバス路線は、平成4年4月から廃止代替バスとして運行しております。七会地区から笠間駅へ向かう便が朝7時と午後2時に各1便、笠間駅から七会地区へ向かう便が午後1時と午後4時に各1便が運行しており、昨年度の利用者数は約2,000人程度でございます。運行経費の赤字分は、県補助金に加えまして、本町と笠間市で補助金を運行会社に交付しまして、路線を維持しておるところでございます。

現在、笠間市では地域間交流を重視しており、代替バス廃止の予定はないとのことですが、さらに沿線地域の過疎化が進んだ場合、運行廃止となるおそれもありますので、本町は笠間市及び運行会社と十分協議を重ねまして、そのような場合でも、七会地区の高齢者や通学者の交通弱者に対する移動手段を奪い、さらに人口減少を加速させることのないよう、事前に代替の手段を検討していかなければならないと思っております。

次に、廃止代替バスをタクシーに変えることを考えますと、二通りの運行方法が考えられるところでございます。1つ目は、デマンドタクシーの笠間駅への乗り入れ運行になりますが、七会地区を運行しているデマンドタクシーを笠間駅まで乗り入れる運行エリアが拡大しまして、現在の運行時間では時間内に往復することができないおそれが生じます。それから、運行車両の増車、運行方法の変更とともに、地域公共交通会議で関係交通機関、各種団体との協議、さらに乗り入れをする笠間市と協議を行い、運輸支局の許可が必要となりますので、現時点で廃止代替バスにかわるデマンドタクシーに移行することは難しいと思われます。

2つ目は、民間タクシーの利用者に対する初乗り料金等の助成を行うタクシー券の交付等が想定されます。タクシー料金を試算しますと、七会支所から笠間駅まで約12キロ、料金は約3,800円になります。初乗り料金を補助する場合に、最大710円を助成しましても、個人負担が片道のみで3,090円となりますので、日常の利用者にとりましては負担額が増大いたします。さらに、城里町全体のバランスを考慮すると、七会地区限定でそのような措置を行うことに対して意見が出ることも予想されます。

これらことを考慮しまして、今後の代替バスの利用状況や他市町村の優良な事例を参考にして、笠間市及び交通関係機関とのよりよい連携を検討してまいりたいと存じます。

○議長（小松崎三夫君） 6番阿久津則男君。

〔6番阿久津則男君登壇〕

○6番（阿久津則男君） 廃止代替バスでございますが、笠間が午前2回、午後2回ですね。7時と1時、4時ですか。利用者が2,000人程度ということで、赤字でだめなわけですが、その負担を、城里町のほうが距離が長いせいでしょうか、75%を持つと。笠間が25%。

高齢者や通学者の交通弱者の足を奪うことは当然できないと思うんですね。最終的には事前に代替手段を検討するというようなお言葉でございますが、ただ、デマンドタクシーは現時点では難しいと。そして、タクシーの券は七会地区だけ限定することはできない。

これは当然かもしれません。

ただ、2,000人ということですが、実際には、実際にはということではございませんが、利用しているのは笠間地区のほうがもしかすると多いのかなという感じは持っています。七会地区よりも、笠間の石寺、あるいは飯田の方々が利用しているのが多いんだと思いますが、どちらにしても人数が減っているということで、平成25年度は恐らく473万円を超えるような気はします。

そういうことを考えますと、本当に早急に対応したほうがいいのかなと思っているところで、今言ったタクシー、2つの方法ですが、やはり最終的にはデマンドタクシーですね。ことしで7年目に入るとは思いますけれども、恐らく町民からいろいろ要望は上がっていると思います。町外のほうまで延ばすことはできないかという要望を私も聞いておりますが、例えば水戸なら赤塚駅とか、笠間なら笠間駅、大宮なら大宮駅、一番近い駅を限定して、今、町長が申しましたように、一日、8時から4時までやろうとしたら、とんでもない数字になってしまうと思うんですね。ですから、朝8時1本、あるいは午後3時1本、その往復のみというような限定して、場所も限定して、時間も限定して。

そして、確かに車も足りない、タクシーも足りないでしょうけれども、町内にはもう一つのタクシー会社がありますし、それと協力すれば。高速バスなんかだって、茨交さんもあれば、関鉄さんもあるわけで、お互いに協力してやっているわけですから、だからデマンドだって、やる気になればできると思うんですね。ですから、その辺は検討する余地があると思うんですよ。

473万プラス今年度はデマンドで1,800万、予算を組んでおりますけれども、そのデマンドも最初は一日80人を予定していたと。ところが、今は利用しているのが五十二、三人だと思うんですね。だから、その差が20何人あるわけですから、それも含めれば、時間を限定すれば、何となく500万くらいプラスするとできるのかなという感じを持ちちゃうんですね。あとは、町外に出たときには出来高制でやってもらってもいいと思うんですね、件数だけで。

だから、いろんな方法があると思うので、デマンドを町外に出すというのも、ほかの市町村ではほとんどやっていないような話も聞くので、ほかの市町村よりもいち早く、この城里町もそういう手を打つべきなのかなと思いますので、その要望をお願いして、きょうの一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 答弁はいいんですね。

○6番（阿久津則男君） 答弁はいいです。

○議長（小松崎三夫君） 以上で6番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりをいただきます。また、議員各位には控室にてお待ちしていただきたいと思います。

午後 2時03分休憩

午後 2時55分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、あす12日は議事整理のため休会とし、13日は午後2時に議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上、控室にご参集くださるようよろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時56分散会

第 3 日 9 月 1 3 日（金曜日） 本 会 議

平成25年第3回
城里町議会定例会会議録 第3号

平成25年9月13日 午後 2時08分開議

1. 出席議員（16名）

1 番	藺 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	10 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	11 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	12 番	三 村 由利子 君
5 番	加 藤 文 夫 君	13 番	小松崎 三 夫 君
6 番	阿久津 則 男 君	14 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	桐 原 健 一 君	15 番	根 本 正 典 君
8 番	飯 村 吉 伊 君	16 番	小 坪 孝 君

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	阿久津 藤 男
副 町 長	小 山 一 夫
教 育 長	小 林 孝 志
代 表 監 査 委 員	加藤木 昭 博
総 務 課 長	三 村 主
企 画 財 政 課 長	高 松 輝 美
税 務 課 長	宮 田 恵 子
町 民 課 長	仲 田 克 之
保 険 課 長	阿久津 保 巳
健 康 福 祉 課 長	田 口 喜 一
産 業 振 興 課 長	茅 根 文 夫
都 市 建 設 課 長	富 田 和 明
下 水 道 課 長	吉 田 一
会計管理者（会計課長）	小 林 恵 子
水 道 課 長	五 町 義 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 田 均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
書	興 野 友 宣
書	仲 田 富 美 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成25年9月13日（金曜日）

午後 2時08分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第38号 | 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第39号 | 城里町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第40号 | 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第41号 | 城里町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第42号 | 城里町子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第43号 | 平成25年度城里町一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第7 | 議案第44号 | 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第8 | 議案第45号 | 平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第9 | 議案第46号 | 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第10 | 議案第47号 | 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第11 | 議案第48号 | 平成25年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第12 | 議案第49号 | 平成24年度城里町一般会計決算認定について |
| 日程第13 | 議案第50号 | 平成24年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第51号 | 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第15 | 議案第52号 | 平成24年度城里町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第16 | 議案第53号 | 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第17 | 議案第54号 | 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について |

- 日程第18 議案第55号 平成24年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第19 議案第56号 備品購入契約の締結について
- 日程第20 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 陳情第1号 違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書
- 日程第22 陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保
のための意見書採択に関する陳情
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第24 報告第24号 議会広報委員会視察研修報告書
- 日程第25 報告第25号 議会運営委員会視察研修報告書
- 日程第26 報告第26号 平成24年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比
率及び資金不足比率
- 日程第27 報告第27号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第38号
- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号
- 議案第44号
- 議案第45号
- 議案第46号
- 議案第47号
- 議案第48号
- 議案第49号
- 議案第50号
- 議案第51号
- 議案第52号
- 議案第53号
- 議案第54号
- 議案第55号
- 議案第56号
- 議案第57号
- 陳情第1号

陳情第2号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第24号

報告第25号

報告第26号

報告第27号

午後 2時08分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席をしております。

傍聴人3名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願いたいと思います。

議案第38号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、議案第38号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第39号 城里町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第40号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第41号 城里町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第42号 城里町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第43号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第44号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 5 号 平成 2 5 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 6 号 平成 2 5 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 7 号 平成 2 5 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 4 8 号 平成 2 5 年度城里町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 6 号 備品購入契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第56号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

議案第 5 7 号 工事請負契約の締結について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第57号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定について

議案第50号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第51号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第52号 平成24年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第53号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第54号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第55号 平成24年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、決算特別委員会に付託されていましたが議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定についてから議案第55号 平成24年度城里町水道事業会計決算認定についての審議結果について、決算特別委員長から報告を求めます。

決算特別委員長小林祥宏君。

〔決算特別委員長小林祥宏君登壇〕

○決算特別委員長（小林祥宏君） 特別委員長ということでご報告申し上げます。

今期町議会定例会において、決算特別委員会に付託されました議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定から議案第55号 平成24年度城里町水道事業会計決算認定の7件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いしました。

審査の結果について、各常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

総務民生常任委員会は、9月4日午前10時からコミュニティセンター1階会議室において開催し、議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定所管分から議案第52号 平成24年度城里町介護保険特別会計決算認定までの4件について審査を行いました。

続いて、教育産業常任委員会は、9月5日午前10時からコミュニティセンター1階会議室において開催し、議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定所管分、議案第53号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてから議案第55号 平成24年度城里町水道事業会計決算認定までの4件について審査を行いました。

2常任委員会とも、審査は執行部より関係課局長等の出席を求め、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定から議案第55号 平成24

年度城里町水道事業会計決算認定の7件は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

審査の過程において、各委員から出された主な質疑については、別紙報告書のとおりです。ので、ごらんいただきたいと思います。

なお、執行部におかれましては、各委員からありましたご意見、ご要望、ご指摘につきましては、十分研究を積まれ、行政施策へ反映されることを要望いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成24年度城里町議会決算特別委員会報告書が決算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

初めに、議案第38号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第56号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第57号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

議案第38号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号 城里町税条例の一部を改正する条例につい

てを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号 城里町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号 城里町子ども・子育て会議条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号 平成25年度城里町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号 平成25年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号 平成25年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号 平成25年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号 平成25年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号 平成25年度城里町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号 平成24年度城里町一般会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号 平成24年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号 平成24年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号 平成24年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号 平成24年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第54号 平成24年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第55号 平成24年度城里町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものでございます。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第56号 備品購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第57号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で採決を終結いたします。

陳情第1号 違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書

○議長（小松崎三夫君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

日程第21、陳情第1号 違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書を議題といたします。

本案は、9月3日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長 桐原健一君。

〔総務民生常任委員長 桐原健一君 登壇〕

○総務民生常任委員長（桐原健一君） 総務民生常任委員会を代表し、9月3日に付託されました陳情の審査結果についてご報告いたします。

9月4日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

その結果、陳情第1号 違法な臓器生体移植を禁ずることを求める陳情書について、非常に情報が乏しく、また、複雑な案件であるため、当委員会においても今後慎重に審議す

る必要があると考え、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

陳情第1号については、ただいま総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第22、陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情を議題といたします。

本案は、9月3日に総務民生常任委員会に付託されていたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長 桐原健一君。

〔総務民生常任委員長 桐原健一君登壇〕

○総務民生常任委員長（桐原健一君） 総務民生常任委員会を代表し、9月3日に付託されました陳情の審査結果についてご報告します。

9月4日に本委員会を開催し、陳情内容について審査しました。

その結果、陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について、陳情1号と同様に情報に乏しく、また、複雑な案件であるため、当委員会において今後さらに審議する必要があると考え、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

陳情第2号について、ただいまの総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第23、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

報告第24号 議会広報委員会視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第24、報告第24号 議会広報委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会広報委員会委員長より報告を求めます。

広報委員長三村由利子君。

〔議会広報委員長三村由利子君登壇〕

○議会広報委員長（三村由利子君） 議会広報委員会を代表いたしまして、去る5月21日に実施いたしました先進地視察調査につきましてご報告申し上げます。

本委員会は、親しみやすく、読みやすい誌面づくりと編集技術の向上を目的とし、宮城県丸森町へ議会広報誌の発行状況や編集方法について調査し、意見を交換してまいりました。

丸森町では、町民の皆さんに議会広報誌を読んでもらうため、活字サイズを10ポイントから11ポイントに、6段組みを5段組みにして読みやすくし、委員会には印刷業者にも同席をしてもらい、第三者の視点からレイアウト等のアドバイスをもらっているなど、身近で読みやすい誌面になるよう工夫をしたり、一般質問は1人半ページ500字だったのを1人1ページ700字にして、全ての質問を載せるように改善するなど、議会の活動状況を町民にわかりやすく伝えようと努力を重ねておりました。

また、誌面のレイアウトや表現力などを向上させるために、全国町村議会議長会主催の研修会や県主催の研修会へ毎年委員全員で参加して委員の認識を共通化し、一人一人が自己研さんに励んでおりました。

今後、城里町議会だよりを発行するに当たり、大いに参考となる研修であり、また、町民にわかりやすく溶け込みやすい議会だよりの編集が非常に大事であるということを痛感

した調査研修となりました。

以上、概要を述べさせていただきましたが、詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会視察の報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 大変お疲れさまでございました。

今後とも、町民に親しみのある議会だよりの作成にご尽力をお願いいたします。

報告第25号 議会運営委員会視察研修報告書

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第25、報告第25号 議会運営委員会視察研修報告書を議題といたします。

議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） 議会運営委員会を代表し、去る7月22日に実施しました先進地視察研修についてご報告いたします。

本委員会は、本町の議会運営の参考とするため、議会基本条例を制定し、政策サポーター制度を導入している長野県飯綱町議会を視察研修してまいりました。

飯綱町議会では、平成24年9月に議会基本条例を制定しました。制定に至るまでは、町民と議会との懇談会等を数多く開催し、多数の町民の方々に参加していただいたそうです。

また、懇談会の中では活発な意見交換がなされ、町民と議会が一丸となって改革をしていこうという形になったそうです。

さらに、町へ政策提言をするため及び議会への住民参加を広げ、議員の政策立案能力向上に向け政策サポーター制度を創設し、活発な活動をしております。

なお、この活動は、平成24年度第7回マニフェスト大賞において優秀成果賞を受賞したそうです。このような飯綱町のすばらしい取り組みは、今後の本町議会運営においても大いに参考となり、有意義な視察研修になりました。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただき、委員会の視察研修報告とさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 大変ご苦労さまでございました。

今後とも、活気のある開かれた議会を目指し、ご尽力をお願いいたします。

報告第26号 平成24年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率

報告第27号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 日程第26、報告第26号 平成24年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率から日程第27、報告第27号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）については、後ほどご熟読をお願いいたします。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（小松崎三夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

11日間にわたりましての定例議会でしたが、本議会に提案いたしました議案21件につきましては、小松崎議長のもと慎重審議をいただき、適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日、決定いただきました補正予算また諸議案等につきましては、今後速やかに執行してまいりたいと考えております。

特に、庁舎建設事業につきましては、大変大きな事業でありますので進行管理を適切に行い、一日も早く町民の皆様方のご不便を解消してまいりたいと存じております。

議員各位から会期中に賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考とさせていただきたいと考えておりますので、引き続き格別なるご理解を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、秋の取り入れを迎え、また、各種事業等も予定されております。議員各位におかれましては、残暑厳しく公私ともご多忙の中、城里町発展のために変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げまして、本定例会の閉会に当たってのご挨拶といたします。

本日は大変ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は11日間にわたり、提案されました多くの重要議案について終始極めて熱心にご審議をいただきました。ここで全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

町長におかれましては、成立いたしました諸議案の執行に当たり、議員各位のご意見を尊重され、より一層のご尽力をいただきたいと存じます。

結びに当たり、今会期中に賜りました各位のご協力に対し、心から感謝を申し上げまして、閉会の言葉といたします。

閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上をもちまして、平成25年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

城里町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員